

相続形態の試論的分析：いわゆる末子相続を基軸として

内藤，莞爾

<https://doi.org/10.15017/2328743>

出版情報：哲學年報. 27, pp.37-132, 1968-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

相続形態の試論的分析

—いわゆる末子相続を基軸として—

内 藤 莞 爾

は じ め に

この文章は、別に新しい立場を展開しようとしたものではない。問題を整理するために書いた、一種のメモにすぎない。というのは、われわれはこのところ、相続慣行の調査を続けている。それもいま話題の「農家の後継者問題」といった種類のものではない。西南日本、特に九州でよく見られる、いわゆる末子相続の問題である。だからこゝにちの農業問題に対処する、そういった姿勢は、はじめから欠いている。ところで末子相続は、日本家族制度の柱であった長子家督という線からすれば、これは大きな例外であった。そういうところから、民俗学の方面では、すでに戦前から注目していたし⁽¹⁾、また私法学では、中川善之助が早くから信州諏訪地方の研究を発表している⁽²⁾。フリーザー (J. Frazer) やビノグラドフ (P. Vinogradoff) など、先学の諸説を紹介したのも、またこの中川であった⁽³⁾。

- (1) 久保清・橋浦泰雄「五島民俗図誌」(昭和九年)。
 瀬川清子「五島雜記」(「旅と伝説」九十一、昭和十年)。
 橋浦泰雄「民間伝承と家族法」昭和十七年。
- (2) 中川善之助「末子相統」(「家族制度全集」史論篇Ⅴ、昭和十三年)。
- (3) I. G. Frazer, 'The Folklore in the Old Testament', 1918.
 P. G. Vinogradoff, 'Outline of Historical Jurisprudence, 1920~22.'

というわけで、われわれの調査は、むしろ古典的な領域に属しているともいえる。ただわれわれの動機としては、せっかくな資料が近くで生きている。そしてそれが法の改正、特に最近の全国的な社会流動によって、大きく変わろうとしている。だからその実態を、遅滞きながらとらえておきたい。それにどうせ手を着けるならば、社会学の立場から、なにか発言の場所はないか、ということであった。しかし社会学の立場といっても、これはまだ構想の段階に至っていない(1)。ただ断片的なモノグラフとして、家庭内の人間関係というものに注目して、報告したことがあったにすぎない。もっともこれできえ、問題点としては、すでに先学の指摘があった。われわれは、それを実証的・計数的に裏づけただけのことである(2)。

- (1) 社会学的な分析としては、戦前、及川宏のおこなったものが見られる(及川宏「信州諏訪塚原村における分家に就て―所謂末子相統の一例として―」(「民族学研究」第四卷三号四二―四四四頁、のち及川宏「同族組織と村落生活」所収)。
- (2) 内藤莞爾「いわゆる末子相統について」(「村落社会研究」第三集)。
 内藤莞爾・野口英子「末子相統の家族関係的分析」(「社会と伝承」一〇―三)。

ところでこうした分析をおこなっているあいだ、だんだん判ってきたのは、このテーマがかなり多岐にわたる課題

をかかえているということであった。近ごろは、報告例がふえるにつれて、新しい提言や想定がなされるようになって、それに農業経済学のように、別の領域からのアプローチもなされている。むしろこうした文献の十分な消化は、われわれの能力を出るものといつてよい。ただそれにしても、これからもこの仕事を続けていくとすれば、アタマの整理だけは、やっておいたほうがよいのではないか。いうなれば末子相続についての一応の「交通整理」である。したがって以下、述べることも、作業仮説や分析図式といった、戦略的なものを考えているのではない。せいぜいこれから外れると危険状態になる、そういった「寛容圏」(zone of tolerance)をしめす程度にすぎない。それとともに、われわれの仕事を含めて、この方面の研究がさらに進むならば、こうした「寛容圏」でさえ、大きく塗りがえられるのは当然であろう。

一

いわゆる末子相続の場合、ここでいう「末子」と「相続」の実態は、どうであるか。この点は、あとで述べることになるが、一般に末子相続とは、この「末子」といわれる者がイエを継ぐ、そういう意味に解されている。つまり一種の家督相続だということになる。果たしてそうであるかどうか。第一の問題点である。ところでこのさい「家督」とは武家に限られる、という見かたもある。すなわち主君の認許にもとづく相続に限定して、農工商などのそれは、「遺跡」相続その他と呼ぶべきだとする。法制史家の発言である。¹⁾ただこの区別が、単に呼称のことだとすれば、これはさして問題はない。けれども多少でも実質的な意味があるとすれば、この区別は、おそらくそれぞれの相続

がどの程度、制度化、特に法制化されているかに対応するものであろう。もともと事実問題としては、明治民法以後、ことばのうえでは「家督」相統に一元化されてきた。とともに武家は亡びたので、形式的に「家督」と「遺跡」との区別にこだわる必要はないといつてよい。ただ問題は、実際の慣行面で残される。第一に、藩政期のころでも、支配者である武家層の「家督」的パターンというものは、禄(武家)と私有財産(農工商)という物的基盤がまったく異なるにもかかわらず、被支配者層にまで浸滲したことが考えられる。特に農工商それぞれの上層部では、かれらに対する準武家的処遇ともあいまって、家督的パターンの導入は、抵抗なく、いやむしろ進んでおこなわれた。これは、史実のしめすところである。第二は、維新以降、なるほど身分制は廃止された。けれども明治維新そのものが、政治革命ではあつても、市民革命ではなかつた。またこの革命の推進者は、第三階級の人たちではなくて、同じく武家層であつた。とすれば、家庭生活あるいは相統のパターンについても、旧時代のものが、維新後も持ちこされる。そういう根拠が存在することになる。つまり家督的相統と遺跡的相統との混在である。

(1) 三浦周行「法制史の研究」(下)。

柳田国男「族制語彙」昭和十八年、一八八頁。

しかし「遺跡」というのが、どの程度、公用語として通用したかは疑問である。関東地方では、あととり息子、あるいは息子一般にも用いられる。

人類学者が「武家的文化」(支配者の文化)と「古民文化」とを区別し、族制のうえでは前者の単系制、後者の双系制、婚制のうえでは前者に *patriocal*、後者に *matri-patriocal* を配置しようとするのも、この線に沿うものとみることができ(1)。それは別として、「家督」と「遺跡」とを、制度化・法制化の程度と考えた場合、それでは制

度化・法制化で求めたものはなにか。これは抽象的には、いわゆるイエの觀念だとしてよいであろう。論旨がやや飛躍するけれども、いおうとするのは、次の点である。すなわち武家的な家督では、イエを重視し、したがってここでは、例外はあつても、一般に総領制が採られた。とすれば、庶民的な遺跡では、イエ觀念が稀薄であるとともに、ここではアトトリとして長子にこだわらない。そういうことになりそうである。ではここでイエといい、家督というのは、なんであるか。こうなると、おわりに言おうとすることに、はじめから答えなければならぬ。それでこれを避けるために、とりあえず次の三つの指標をあげてみたい。現象的な指標である。

一、家屋敷・家名・位牌など、いわゆるイエの象徴と見られるものを承継する。

二、親の老後を扶養する。

三、親の葬儀、あるいは祖先・亡親の供養をおこなう(2)。

こういった点に注目すると、われわれの見たかぎり、いわゆる末子慣行地帯では、これらすべてが揃っているとはいえない。極端な例として、後で述べるカトリック家族など、もともと位牌は存しない。けれども決定的なのは、これら三つの指標、すなわち象徴の承継者、親の扶養者、葬儀・法要の主宰者がかならずしも同一人に帰着しない、この点であろう。特に象徴の承継者をかりに「家督」と考え、親の扶養者をアトトリあるいはカカリ子とみた場合、この両者には、時としてズレが認められる。また葬儀や法要にしても、父のそれは長男、母のそれは次男のように、主宰者が分化している場合もある。さらに石碑の建立などになると、兄弟の共同出資というように、責任の主体がはっきりしない例も少なくない。これもイエ觀念が稀薄なため、そういつてしまえばそれまでであるが、とにかくこう

した事実のために、次のことがいえる。つまり長子総領制では、承継者＝扶養者＝祭祀者という等式がほぼ成りたつ。これに対して、われわれの扱う末子相統では、この点が複雑となってくる。とともに当然のことながら、本家・分家の家格的な格差は少ない。特に総本家を頂点とした家連合のハイラルキーなどほとんど認めることができない。というよりも兄弟同士で、どちらが本家なのか、これさえ判然としないような事例も見られる。

(1) 大給近達「日本文化の地域性とその構造的な理解」(『民族学研究』二一—三)。

(2) イエの承継、あるいは扶養などと関連して、財産の分与が大きな問題となるが、これについては、あとで述べる。

川島武宜は、イエの特異性がしばしば指摘されるのに、正面からこれに取組んだ人のほとんどないことを指摘する。そしてこれは、このイエを次のように説明する。イエは「世帯の共同とは関係のない血統集団のことであって、構成員の死亡・出生・結婚などによる変動はあっても、その同一性を保持して存続していくものだという信念を伴うところのもの」である。これだけでは、はなはだ抽象的で、つかみどころがないのであるが、なお「同一性」については、イエの「同一性は、姓(氏・家名)および祖先祭祠の同一性によって象徴される」と述べている。とすれば、われわれの挙げた三つの指標のうち、一、はあきらかに該当し、三、は一部がイエの規定に含まれることになる(川島武宜「イデオロギーとしての家族制度」)。

ところがいわゆる末子慣行では、このようなイエ意識、したがって川島という信念とか象徴とかいった点は、あまり考慮されない。それで「相統」といっても、そこでは「家督」としてのそれよりも、むしろ「扶養」としての意味を強くしてくる。われわれの指標からすれば、第一のそれよりも第二のそれである。また第三のそれにしても、もともイエのハイラルキーが欠けているため、遠祖の祭祀はまずありえない。したがって意識としては、親の葬儀とか法要とかにいきおい傾斜することになる。一言でいえば、精神的・象徴的なものよりは、現実的・感覚的なものである。だから川島のように、もしイエを「世帯の共同とは関係のない血統集団」と割切るならば、末子慣行地帯の家族

は、イエというよりも「世帯」の性格が強い。生活体としての家族である。だから相続の意味も、イエを継ぐよりも、世帯を継ぐという点が強く意識される。とりわけ老後における親との共同生活と、その遺産を承継するということがある。とすると、このように類型化した場合、長子家督と末子慣行とを同じレベルで扱うということ自体、論理的にはおかしい、ということになってくる。承継すべき対象が、まったく異質だからからである。少なくとも比重に置かれたにおいて、方向を別にしていくといえる。殊に末子相続の場合、家督と扶養とが人を異にする、ということになると、長子家督と同一の扱いは、一層困難のようである(1)。

(1) 鹿児島農村の一部では、この傾向が見られる。肝属郡串良町では、長男を分家させても、その長男を家督相続人と考える。まことに実体なき相続人といえる。かれは、家・屋敷も継がなければ、祭祀権も不明である。財産分与も、分割であって、長子ゆえの特権もない。なるほど戸籍面では、この長男が「家督相続人」にちがいない。ただ、このような法制化が、形式的家督と実質的家督とを分離させることになったか。この点は、後考を待たなくてはならない。

それ以上のことをごく大胆に類型化してしまうと、次のようになろう。

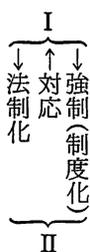
相続類型

I、家督型Ⅱイエ的Ⅱ精神的Ⅱ制度的

II、遺跡型Ⅱ生活(扶養・老後保障)的Ⅱ実質的Ⅱ慣行的

ただIは、もともと支配者のパターンなので、殿上公卿はいざ知らず、被支配者たる庶民の遺跡的相続に影響を与える。前述のとおりである。そしてこの影響は、三様の仕方でおこなわれる。すなわち一方では、分地制限令や長男への特権附与のような形で、これが強制される。とともに、他方では、一部の被支配層、特に各層の上層部では、む

しろ長子家督を理想型のように考えて——その背後には支配層への接近と、同一身分層内での優越の姿態も考えられる——積極的にこれを受容することにもなる。そしてこれらは、すでに藩政期に始まった。ところが明治になって、華士族の称号を新設しながらも、形式的には四民平等のスローガンが掲げられる。これに呼応して、相統も、武家的パターン「家督」に一元化されることになる。それだけではない。長子は、法定の推定家督相統人として、相統順位として第一位を占める。つまりこれをあえて犯せば、法違反に問われる。といった次第で、絶対政府の権力のもとの法制化が進行する。また相統人としての長子を擁護する目的で、一時は徴兵免除の特権さえ与えられた⁽¹⁾。そしてあげくのはては、さきの鹿兒島の例のように、家督と遺跡とが分離される。そういう事情も考えられてくる。



(一) 福島正夫「明治前半期における家制度の形成」(日本法社会学会編「家族制度の研究」(上) 歴史)。

それでこのように体制的には、長子家督への道が開かれた。そしてこの道を通ることが求められ、かつ誘導された。にもかかわらず、いわゆる末子慣行がなお残存した。このことは、どうとらえるべきであるか。「抵抗」の姿勢としてみることも、できるかも知れない。また慣行の惰性とすることも、可能である。けれどもかりに為政者・権力者の側からは「抵抗」とみられたにしても、相手方ではそう意識していたかどうか。また慣行の惰性、「制度のおくれ」あるいは cultural lag などというものは、これを概論的に理解するのは、きわめて容易である。だがかりに抵抗あるいは惰性であっても、それにはそれ相当の理由がなければならぬ。というのはこの慣行は、明治民法の施行から

少なくとも新民法の実施まで残存した。つまり法規制にもかかわらず、半世紀以上も続いた。このことの説明ができていくからである。これは後に述べることになるが、われわれは、かれらに抵抗の姿勢を強く認めることはできない。抵抗の必要がなかったからである。端的にいえば、かれらにはイエが要らなかつたし、またその意味では「家督」の必要もなかつた。ではなぜイエが要らなかつたか。したがって家督の必要がなかつたのか。これは、歴史的・社会的・経済的な諸条件から説明されなくてはならないのが、いまはその場所ではない。

しかしこうした論議にさきだつて、実は欠けたものが存在する。それは家督型・遺跡型それぞれの実態、特にわれわれの問題点としては、後者のうち末子相続の実態である。といって、われわれがこの実態を充分にとらえている、というのではない。ただわれわれが直接見聞した西南九州の諸地点についていえば、一般に「末子」相続と呼ばれているにもかかわらず、実際にはカカリ子が末子になるとはかぎらない。統計的に処理すると、末子の場合もあるし、仲兄がカカリ子となる場合もある。むしろ、長男の場合も数多く見られる。なるほど末子が望ましいという考えかたは、ところによっては認められる。しかし末子でなければならぬ、というのではない。つまり規範化されているのではない。したがって末子以外があととりとなつても、そのことにはなんの非難もない。長子家督とくらべて、いちじるしい差異である。だからこの点でも、いわゆる末子相続を長男家督との対概念で見ることではできない。なお末子にこだわらない、この点に注目して、「非長子相続」ということばも用いられる⁽¹⁾。けれどもこのことばも、また適当ではない。いわゆる末子相続は、カカリ子を非長子にかぎるのではない。いいかえると、長子を排除してはいないからである。要するにひろく末子慣行というのは、実は末子であつても、なくてもよい。仲兄であつても、なくて

もよい。長子であっても、なくてもよい。「末子」相統でもなければ、「非長子」相統でもない。われわれがあえて不定相統のことはを用いたゆえんである(2)。

(1) 菊池博「長崎県諫早市小野における末子ないし非長子相統制について」(『法社会学』第4号)。

(2) 前掲、拙稿参照。

二

とすれば、問題はさかのぼって、およそ庶民家族の相統形態について、その祖型はなにかが気がかりとなってくる。もつともわれわれは、そうした相統形態も、社会的・経済的諸条件によって異なってくると考える。したがって文字どおりの「祖型」(Urtypus)を求めることに、それほど意義を認めるものではない。ただおおまかな変遷の跡がたどれるなら、たどってみたい。それだけのことである。が、それにしても、史家でないわれわれには、これについての積極的な発言はできない。しかし神代のことは措くとしても、律令制以後の上代では、すでに長子家督の線がかなり決まっていた、といわれる(1)。もともと大宝令は、唐令の輸入であるから、長子家督をスジとしていた。しかし財産相統に関しては、唐令と異なって、いわゆる嫡庶異分主義を掲げて、嫡子の取分を多く認めていた。しかも、この傾向は、養老令では、さらに強まった。要するに庶人の家でも、戸主 \parallel 嫡子の優位性は、律令制支配の浸透とあいまって、嫡長子の優先的相統を一般に示したといわれる。が、同時にそれは、長子単独ではなくて、長子優先であった点にも留意しなくてはならない。これに対して長子単独への姿勢は、中世武家団の総領制とともに開始される。

所領の防衛のため、一門の家督は、惣領として一門・庶流に対するわけであるが、このさい所領は、諸子に分割相続させる。諸子は、それぞれ住地の地名を姓として、ここに同族团的な所領支配を実現していく。惣領制というのがこれである。そしてこの体制は、平安末までさかのぼる、といわれる。ただここで諸子分割といったが、それは所有権の分割ではない。占有・利用権ともいうべきものであった。が、やがて諸子の独立への姿勢が強まり、ここに惣領制の解体がうながされることになった。幕府は、庶子にも安堵状を与えるようになる。蒙古襲来に際してのいわゆる「庶子総領相ひ並ぶべし」の形である。とすれば、惣領の側でも、これへの対応策を考えなければならぬ。具体的な過程ははぶくけれども、惣領単独相続は、このようにして実現する(2)。

(1) 三浦周行「古代親族法」(法制史の研究)上。

亀田隆之「律令時代の相続制」(日本法社会学会編「家族制度の研究」上 歴史)。

(2) 新田英治「中世の相続制」(同右書)。

ではこのような支配者の相続方式とその変化とが、身分と経済的基盤とを異にした農民・庶民層に、どのような影響を与えたか。その点は、充分にはわからない。ただ鎌倉時代の「嫡子」については、触れておく必要がある。この時代でも、長子相続の伝統は続いた。けれどもまったく別の原理として、父祖はその自由意志で、嫡子を立てることができた。また室町から戦国時代にかけては、主君の干渉が強く作用する(江戸時代、家臣の跡目相続には、幕府・主君の許可を要した。このことは、その延長と見ることができ)。それで中世を通じてみると、長子を差置いて、非長子が跡目を継ぐこともあった。また相続人が幼少のときは、成人までその所領を知行する、特殊な後見制度も現

われるようになった(一)。

(一) 新田英治、前掲論文。

けれども問題は、近世、特にこの時代の農家の相続形態についてであろう。これに関しては、後にも述べることに
なるうが、とりあえず大阪府三島郡三箇牧村柱本の史料(一)と、これについての 大石慎三郎の見解とを挙げると、次
のようである。すなわち同村には「惣百姓歴代控」が残され、これには元禄から安永に至る間に、財産の全部または一
部を相続した五三〇件が記録されている。いまそれを家長との続柄によって分類すると、表1のようになる。これに

表1「惣百姓歴代控」の分析I

続柄	件数	%
長男	273	51.5
次男以下	114	21.5
女子	76	14.3
養子	67	12.7
計	530	100

表2「惣百姓歴代控」の分析II

相続人	相続事由	元禄—享保	享保—安永
長男	—	169(55.5)	104(46.0)
次男以下	長男死	10	14
	〃分家	9	1
	〃他出	14	9
	〃養子	3	7
	分家	35*	2
	その他	4	6
	計	75(24.6)	39(17.1)
女子	男子無	21	26
	〃死	(上に含む)	15
	〃他出	2 **	1
	〃養子	2	3
	分家	4	0
	その他	2	0
	計	31(10.5)	45(19.8)
養子	実子無	16	13
	〃死	(上に含む)	17
	〃他出	7 ***	16
	〃養子	1	0
	分家	2	0
	その他	3	3
	計	28(9.4)	39(17.1)
合計		300(100)	227(100)

* 長男分家か半分家か、不明7を含む。
** 記載なきため「無」の項に移す。

よると、長男が半分をやや出る(五一%)けれども、なお次男以下(二二%)や女子(二四%)、養子(一二%)が
合わせて、残りの半分を占める。ただこれだけだと、財産相続について、相続人の単独でないことはわかるにしても、
家督の点は不明である。ことに長子家督かどうかは判明しない。それで長男以外の人たちで、なぜ相続したかの事由

を分類したのが、表2である。これを見ると、次男以下の男子相続では、長男の分家・他出・出養子がかなり含まれる(計四三件、三八%)。また女子相続では、男子があるのにこれらが他出・出養子したための件数が若干見られる(計八件、一一%)。また養子の場合では、実子が他出・出養子の事例が数えられる(計二四件、三五%)。それで大石は「以上より本村には、長子相続の原則も、単独相続の原則もなかったと云える」、(2) こう結論している。

(1) この資料は、宮川満「近世家族の動向―特に大阪府三島郡三箇牧村柱本の場合―」(『生活文化』一九五三年六月号)による。

(2) 大石慎三郎「江戸時代における農民の家とその相続形態について」(前掲「家族制度の研究」)。

当時の状況は不明であるが、大阪近郊のことなので商品化が進み、都市化・流動化が高まっていた、という事象も予想される。長男の他出者がかなりを占めるのも、これと関連するかと考えられる。したがって以上の数字を、特殊地域のものとするか、それとも十七世紀後半から一世紀のあいだの一般的な表現とするか。これは、まだ残された問題といえよう。ただ大石は、江戸時代の農家について、次のように言っている。すなわち長男以外の者が相続する形態、特に末子が相続するというのは、けっして信州の一角(諏訪)だけのことではない。全国的にかなり広く見られた現象だと考える。もちろん大石は、このためには多くの実証的な研究が必要だ、とするのであるが、「ただ私の少ない見聞の限りでは、長子相続・末子相続といった、どちらか一つのみの処があれば、それこそ全く特殊地域の特殊現象だと考えている。両者は入雑り混合して、どちらかの言葉で規定し去れないものようである(1)」。こう書いている。全国的にそうであったかどうか。それは別として、少なくともこんにち末子慣行地帯の実状は、大石のいうと

ころに近い。ただわれわれの見かたは、前述のように、いわゆる末子相続を長子家督との対概念としては理解しない。つまり末子地帯では、家督相続にともなうところの、イエ的・精神形象的な色彩はうすい。反面、親との最終的生活を軸とした、現実的なカカリ子という性格が強くなってくる。だからこの生活的・カカリ子の相続では、たとえ長男があととりとなっても、それは長子家督の場合と、まったく性格を異にしてくる。それは長子・末子・仲兄いずれでもよい、そうした場合のひとつに過ぎない。極言すると、諸般の事情でそうだっただけのことである。長子家督の場合のように、長男たる地位の優越的な保証に立つものではない。後に述べるように、末子慣行では、多く財産の分与がともなってくる。しかもその配分は、均分またはこれを上下している。そしてこの場合、かりに長男があととりとなっても、長子家督の場合のように、単独あるいはそれに近い形は実現しない。均分あるいは親の隠居分を加えた程度が多い。これらの点も、ふたつの相続が質的にちがうことを示すものであろう。

(一) 大石、前掲書。

三

このように家督相続といわゆる末子相続とは、ともに相続といわれるけれども、相続の性格を異にしている。ではこのふたつの相続形態のうち、時代的にはどちらが先行するのであるか。史料としては、この検証はできそうもない。ただこれについて斯界の草分け、中川善之助は、末子相続の先行を示唆しているし^(一)、また民族学でも、さきの「古民俗文化」の考えかたなどには、あきらかにこれが見られる^(二)。なお古い時代はしばらく置いて、大石の所説

などからすれば、近世の前半、いわゆる長子家督は、農民層ではまだ定着していない。とすれば、われわれのいう不定相統あるいは生活的相統の先行が想定されないわけでもない。それで史学の立場からは、このような状態から、やがて長子単独制への移行、という形で、事柄が説明される。法制的には分地制限令を起点とした分家の抑圧⁽³⁾、さらにその背後にある農地開発の頭打ち、あるいは商品的農業の展開とこれにともなう人口の流動化などがそれである⁽⁴⁾。社会学者でも、一部にはこの見解が採られる。たとえば川宏は、寛文以降、明治の初めまでの期間について、信州塚原村を対象として、相統慣行を分析している。ここでも時代的な移行が見られるのであるが、かれはこの移行の鍵のひとつを、やはり社会・経済的な要件に求めている⁽⁵⁾。

(1) 中川善之助「末子相統について」〔家族制度の研究〕上。

(2) 前掲、大給近達論文。

(3) 大石慎三郎前掲論文。

(4) 谷口澄夫・柴田一「近世における家族構成の変質過程——試論として——」〔岡山大学教育学部研究集録〕第一号。

(5) 及川宏「信州諏訪塚原村に於ける分家について——所謂末子相統の一例として——」〔民族学研究〕四ノ三、のち「同族組織と村落生活」所収。

このように歴史については、不明の点を多く残している。それでこれらを保留したまま現行の慣行をながめていくことにしたい。さきにも述べたように、いわゆる末子相統では、多くの場合、財産の分与がおこなわれる。つまり財産に関しては、共同相統の色が濃い。けれどもカカリ子自体は、終局的には一人である。もっともこの表現には、若干の説明を要する。だいたいこの慣行では、結婚した男子から、したがって多くは長男から分家させる。そしてこの分

出過程が円滑に進めば、カカリ子としての末子相続が実現する。けれどもこれは、かならずしも予定のコースではない。仲兄にとどまることもある。また末子まで分家させて、両親は隠居ともなにとつかず、カカリ子のないままに世を終わる例も出てくる(1)。さらにいったん分家させた子ども的一家を呼びよせて、改めてカカリ子に直すこともあるし、逆に両親が分家した子どもの家に入りこむこともおこなわれる。イエ意識の稀薄といわなければならぬ。が、とにかく極端な例はあるとしても、かなり老境まで生きるとすれば、あととり||カカリ子は、終局的には一人であって、これについての共同相続はない(2)。ところでこのようにあととりが一人に限られるとすれば、ひとり子(独子)の場合には、これは問題がない。男子ならば、当人が相続人となり、女子ならば、これにムコをむかえる。後者の場合、戸主権がムコに移るのは当然であるが、いずれにしても実子を差置いて、他家から養子を取ることはい。このあたり、一般の家督相続と同じである。けれども数(男)子がある場合には、とにかくそのうちのどれか一人に落着かなければならない。それでこの落着きかたであるが、この点が不定相続といわれるゆえんである。つまり制度(モーレス)として基準を欠いている。またそうであるので、いわゆる長子家督が決定主義に立つのと区別されることにもなる。対比の意味で、長子家督の場合、この決定にあずかる基準といえば、第一には子の性・続柄ということになる。そして性・続柄のうち、性が優先するので、たとえば長男死亡のときは、姉を差置いて、二男が相続することになる。また長姉といっても、弟のいる場合は、相続人にはなりえない。第二に、母の族制上の地位が考慮される。すなわち嫡出・庶子・私生子などの別である(3)。

(1) 川口謙「鹿児島島の農村社会」(石黒・川口・窪谷「鹿児島島農業の諸問題」第三章)。

(2) もちろん母を含めて、親がカカリ子の決定を見ずに、死亡することもある。こうしたときには、カカリ子という表現はおいしいし、葬儀の主宰者も未定のままで出棺ということになる。このような場合、ではあととりとは、なんであるか。その決めたは、どうなるか。これらは、後に触れることになる。ただいおうとするのは、こうである。長子家督では、相続人としての地位が、法律的・慣行的に保証されている。だから父が世をゆずる前に死亡しても、相続人の決定には、問題がない。法定の推定家督相続人といわれるゆえんである。

(3) 慣行的には、別に母が先妻であるか、後妻であるかも考慮された。そして後妻の子、したがって弟家督の例も現われた。けれどもモールレスとしては、これを非難した。この点、不定相続での長男分家、あるいは末弟相続とは、まったく異なるわけがある。

ただこのさい、やや逸脱するけれども、特殊慣行としての姉家督について検討しておきたい。というのはここではさきの性の基準よりも、続柄のそれが優先するように見えるからである。確かに文字だけからすると、姉家督では、男女にかかわらず、最年長者があととりとなる。したがって長女が長男の姉であるときは、この長女が相続人となるように見える。けれども東北の一部、北関東、西国その他の報告が示すように①、これは、長子相続までの過渡的な措置と見たほうが正しい。つまり弟である長男が、幼少または未成年のとき、戸主交替の必要が生ずる。その便宜的な措置として、姉がムコをむかえて、相続した形態を取る。しかし長男が一人前になれば、姉夫婦は、隠居ないし分家する。それでこうしたムコは、ミツギ養子や仲継養子といわれることにもなる②。阿波の看抱養子は、これがさらに徹底していた。

戸主老病等ニテ隠退ヲ欲スルトモ、相続スヘキ男子幼冲ナルトキ、雙方承諾ノ上、養子トナシ家督セシメ、右嫡男成長ノ上、養子隠居シテ、家督ヲ嫡男ニ譲ル事ナリ。コノ看抱養子ハ決シテ嫡妻ヲ置カス、妾ヲ貯ルヲ例ト

ス。蓋シ子女ヲ挙ルモ、其家ヲ継クヘキ權利ヲ与ヘサルノ意ヲ表スル事ナリ(3)。

看抱養子は、婚姻しないから、姉家督ではない。しかし仲繼的な性格では、姉家督と同様だといえる。では姉家督あるいは看抱養子の発生基盤は、なんであったか。一般には労働力説が有力のようである(4)。すなわち経営に対し、家族労働力の不足したとき、こうした措置が取られる。竹内利美によると、東北地方にはこの姉家督(または「一家督」と呼ばれる慣習が、明治初年まではひろく存在した、という(5)。東北地方では、こんにちでも二町以上経営層が一五・一%を占める(都府県の平均は四・七%)。しかも水田一毛作の労働集約性を考えれば、かつての時代、姉家督のおこなわれたこともおよそ推定されるわけである。

(1) 中川善之助「姉家督相統」(「家族制度全集」史論篇V)。

(2) 柳田国男「族制語彙」一九七一八頁。ミツギ養子は香川県の用語であるが、徳島県では、これをシツケ養子といい、丹波ではナカモチということのこと。

(3) 司法省「全国民事慣例類集」日本評論社版。

(4) 小林三衛「初生女子相統の一形態―相統と労働力―茨城県、特に新治郡について」(「法社会学」6)。

竹田旦「姉家督と養子制」(「民間伝承」一五―三)。

(5) 竹内利美「農村家族の動態―分家慣行を中心として―」(「東北大学教育学部研究年報」第二巻)。

なお前掲の「全国民事慣例類集」でも、姉家督と労働力との関連は、文章のうえでしめされている。

○ 農家ニテハ長女アレハ婿ヲ迎ヘテ相統セシムルヲ例トス。力役ノ便利ニ従フナリ(陸中国胆沢郡、十三年版)。

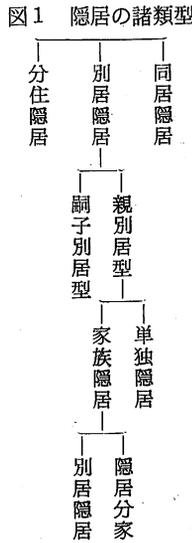
○ 農家ニテハ男子アル者モ長女アレハ婿養子ヲ迎ヘテ相統セシム。力役ノ勞ヲ分ツカ為ナリ(羽前国田川郡、十三年版)。

いずれにしても姉家督あるいはそれ類似のものは、これを独立の相統形態と見ることはできない。それは長子家督への準備段階、あるいはせいぜい準相統とすべきであろう。またこの点からも察せられるように、ここでは長子が幼

少であつて、まだ相続の実質的要件を備えていない。にもかかわらず、相続をおこなおうとする。そのための便宜的な措置が、姉家督となるわけである。とすれば、長子家督への姿勢は、このことでも裏書きされてくる。少なくとも不定相続のように、相続人はだれでもよいというたぐいとは、あきらかに一線を画するわけである。

四

なお特殊慣行としては、姉家督とは別に、いわゆる隠居分家が注目されるであろう。竹田且によれば、およそ隠居は、居住によって次のように分類される。さらに細別される部分もあるけれども、われわれの關係分を挙げれば、



別図のようである。同居分家は、隠居があととり夫婦、その他の子ども、あるいは孫たちと同居しているので、これにはとりあえず問題はない。第二の別居隠居は、あとに廻して、第三の分住隠居とは、次のようである。これは、五

島あたりによく見られるが、要するに隠居後、両親はそれぞれ隠居する場所を異にする。多くは父は長男に、母は次男とか末子とかのところで生活する。しかしこの分住隠居は、いわば親の居つくさきのことであつて、相続・分家など家族集団が変動する、その原因ではない。むしろその後の個人的な移動といった点が感じられる。それで問題の別居隠居について述べると、われわれの関心は、このうち竹田が親別居型といっているものに向けられる。なおこれに対する嗣子別居型というのは、ことばとしては異様にきこえるが、伊豆七島あたりに見られる。これは、若夫婦の卜

マリ宿の慣習とも関連するが、要するに子どもでもできると、トマリ宿を引払って、夫の実家あるいは妻の実家へと戻ってくる。そのとき隠居家が空いていれば、そこに若夫婦が居をかまえる。そして両親が本当に退隠するときには、隠居家と母屋とが入替わる、という寸法である。「隠居」というからには、このさい戸主権の移譲がなされたか、が問題であろう。とともにこの慣行では、隠居家という物的施設が重要な役割を果たすことにもなる(1)。

(1) 竹田「民俗慣行としての隠居の研究」。

さて親別居型の隠居であるが、このうち単独隠居は、老人夫婦だけが別居するので、これは比較的容易に理解される。それでもう一つの家族隠居であるが、この型では隠居は、老夫婦だけではおこなわれない。家族員をともなって別居がなされる。そしてこれが二つのタイプに分かれる。別居隠居と分家隠居とである。第一の別居隠居とは、竹田によると、隠居者が別棟の隠居所に引移るとき、相続人夫婦とその子を母屋に残して出る。そしてそれ以外の兄弟・弟妹など、通例未婚の子女をすべてつれていく方式のことである。隠居所では、これらの子女を分家・養子・嫁に出すことによつて、やがては単独隠居を形成することになる。これにはさらに嫁入婚型と婿入婚型とがあり、竹田は、前者の代表として豊後姫島、後者のそれとして志摩国府を挙げるが、この点は省略する。この別居隠居に対して問題の隠居分家では、相続夫婦とその子とを残し、他の世帯員をともなって別居する。この点は、別居隠居と同じである。ところで別居隠居では、二、三男の分家はこの隠居所で準備して、適当な場所に分家させる。しかし隠居分家では、この隠居所そのものが分家(特に二男)に充てられる。それで親は、二男の分家創立とともに、三男以下をつれて、もう一度、隠居分家をしなくてはならない。そしてこの過程を最後までたどれば、現象的には末子相続が実現するわ

けである(1)。

(1) 竹田旦、前掲書。

けれどもそうなるとは限らない。五島・久賀島のカトリック部落細石流^{さざれ}では、この意味での「完全隠居分家」がおこなわれる(1)。が、同じ久賀島で、しかも同じカトリックである外上ノ平は、居付部落(カトリック部落)のひとつであるが、隠居分家の繰返される点は、同じである。しかし子どもが全部片付いてしまうと、老夫婦は、自分の好きな子どものところへ移っていく。しかし十人のうち九人までは、長男のもとに帰る(2)。またこれは仏教徒だが、福江島の本山では、長男が妻を取ると、両親は家を長男にゆずって、二男をつれ新しい家に移っていく。が、やがて二男のくらしが落着くと、長男の家へ帰る。三男以下は、当人の自由に出稼ぎさせ、これには財産を分ける例も少ない(3)。同じく福江の崎山では、二男の隠居分家が完成すると、父は本家の長男のところに戻る(4)。また宇久島も、本山と同じで、分家は二男までで打ち切りで、両親は長男に養われることになる(5)。竹田のいう「不完全隠居分家」である。

(1) 瀬川清子「五島雜記」(旅と伝説)、九一―一一。

(2) 竹田旦、前掲書、第三編第一章。

(3) 橋浦泰雄「日本の家族」。

(4) 久保清・橋浦泰雄「五島民俗図誌」。

(5) 井之口章次「肥前宇久島」(民間伝承)十六ノ三。

なお竹田によると、この隠居分家にも嫁入型と婿入型とがあるという。が、いまはそこまでの言及を避けたい。た

だ一般に隠居分家というものが、以上のようなだとすると、これはわれわれの末子相統にかなり近いものとなってくる。特に細石流のように、完全式のものについて、このことがいえる。また後に述べるように、この隠居分家では、財産の分割がおこなわれる。そして長子家督がかならずしもこの分割を要しないとするならば、この点でも末子相統への接近、少なくとも長子家督との距離が認められる。とともに親夫婦と子夫婦の同居は、子の結婚後、しばらくのあいだは別である。が、最終的にはこれが成立しない。つまり、長子相統でひろく見られる、直系家族が育たない。この点でも、いわゆる末子慣行と類似してくるわけである。なお対比的にいうならば、ここでは長子家督に特徴的なイエ意識も、あまり強くない。和歌山県本宮町渡瀬を調査した山本登らは、当地の慣行を「父分家」というのであるが、その内容は完全隠居分家と同じである⁽¹⁾。渡瀬では、親は終局的には末子のところで生涯を閉じる。そして次の代には、この末子家が本家と見なされるという。なるほど長子家督でも、隠居の別居はおこなわれる。けれどもこの隠居家のあととりということは、まずありえない。いわんやこの隠居家を本家とすることはない。長子家督とのちがいである。

(1) 山本登・中川喜代子「父分家制に関する一考察―和歌山県東牟婁郡本宮町渡瀬の場合―」(『社会学評論』二〇一)。

ただそれにもかかわらず、隠居分家の場合、家督とはいえないにしても、親の家屋敷は長男にゆずられる。また不完全式の隠居分家では、親については長男のもとに帰るといふ点も、検討にあたいする。なお五島や伊豆諸島の例では、親はたとえ分家しても、位牌は本家、つまり長男のところに残しておく。渡瀬でも同様であるが、特に年忌・法要は、本家中心で営まれる。墓守りも本家の仕事とされる。なるほど親の葬式は、親の死亡した家から出し、喪主も

そのインキヨあるいはサンキヨの主人がこれを勤める。にしても経済的な負担は、兄弟たちが分けるといわれる。もちろんところによって、両親の葬儀はもちろん、位牌そのものも父と母とに分けてまつる慣習がある。あとのものが、いわゆる分牌式である(1)。ただ両親の葬儀についていうと、たとえば薩摩長島(出水郡)では、父のそれは長男、母のそれは、母が生を終えた分家(多くは末家)で営まれる(2)。われわれの調べた鹿児島県甕島(薩摩郡)では、母の葬儀は次男のところから出すというが、おそらく長島と同系の慣行と思われる(3)。なお位牌についても、長島では、父のそれは本家に置かれ、母のそれは分家で祀られる。

(1) 竹田旦「民俗慣行としての隠居の研究」第五篇第三章。

(2) 大藤時彦「薩摩長島」〔民間伝承〕一三—一六。

(3) 内藤莞爾・吉田禎吾「離島村落の社会人類学的研究」〔民族学研究〕三〇—三二。

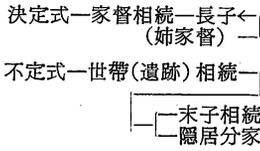
したがって長島のような場合、なるほど分家では、母を先祖と考えるようなことはありうる。が、それにしても、全体的に見ると、隠居分家では、なにほどか長男をたてる傾向が認められる。決定的な点は、長男が家屋敷を受継ぎ、そこにとどまるということであろう。いわゆる末子相続では、これとは反対に、長男から順次出ていく。理想的にいけば、そういうことになる。ただ現実には不定相続なので、そうなるとはかぎらない。前述のように、長男がとどまって、次男以下が分家する場合もありうる。また仲兄を残して、長男や仲兄以外の兄弟たちが出る場合もありうる。ただ親だけは本家を動かない。それは、隠居分家の場合、親が転々として動き、最後に本家へ長男のところに戻ってくる、これとは大きくちがうわけである。

五

それではこういうことになる。なるほど長子家督の場合でも、事情によっては、長男が継ぐとはかぎらない。不具・廢疾のような個人的事情はしばらく置いて、特殊な技能や役職が世襲化されている家柄では、それに不向きな長男は、従来とも相統人にはなれなかった。鹿兒島の士族階層は、長子家督のステロ版のように言われている。が、その権力志向的なパターンは、長男を医者や法律家に仕立てようとする。それでかれらを都市に学ばせ、都市に居住させる結果となった。家督の線が崩れたとはいえないにしても、実質的には非長子があととりとなることも少なくない。このように内外の諸事情から、非長子の家督も実現したであろうが、ただ次のことだけはいえる。すなわちここでは、長子相統が規範化され、したがって以上の例のようなのは、いわば「偏倚」(deviance)として扱われるという点である。長男でなければならぬ。相統人には、原則として選択の余地はない。その意味では、これを決定式ということができるであろう。ところで決定式というかぎり、これに対する方式として不定式が考えられなくてはならない。いわゆる末子相統がこの不定式に当たるのは、いままでの記述からもあきらかであろう。少なくとも長子家督のように、続柄が規範化されていないわけである。

ではこれらと対照させて、隠居分家の位置づけは、どうなるであろうか。ここでは、長子にあとをゆずる姿勢は見られる。しかしこの姿勢は、正しいものではない。この場合、長子との同居は、最終段階において実現する。そしてそれまでは、別居が原則とされる。また最終段階のこの同居でも、実際には隠居部屋をつくるというから、完全な同

図2 相続形態分類



居ではない。長子家督における親(隠居)と長子、末子相続における親と末子、この二つでは、終世の同居が前提とされている。隠居分家は、これらとは大きくちがってくる。とともにこの隠居分家では、いわゆるイエの觀念も、きわめて稀薄だといえる。なによりも財産は分割される。それに最終段階で長男のもとに戻るとはいっても、これが本家意識にもとづくとは、かならずしもいえない。扶養の場所を長男のところ求めた、こういう表現もあながち不当ではないからである。とともに長男のところへ戻らない例も指摘されている。そしてこの場合には、いわゆる末子相続となんら異なるない。このことも注目されるわけである。いづれにしても、隠居分家の結果生まれる親・長子の同居形態は、これを長子家督とみることはできない。長子もここではカカリ子に過ぎない。類似するのは長子という点であり、またこの方向がかなり予定されている、ということだけである。とすれば「相続」の本質は、不定式に属する。こう見てよいであろう(1)。

(1) さきに挙げた鹿児島の場合であるが、ここでは長子は「家督」、カカリ子は非長子のように、いわば分化が見られるという。けれどもここでいう「家督」は、きわめてあいまいである。それは士族社会からの借用であるか、あるいはもっと大きなものとして、明治民法の「法定家督相続人」の戸籍上の表現にすぎない。

本筋に戻ろう。不定式の柱をなす、いわゆる末子相続である。不定式といっても、さきにも述べたように、カカリ子は結局、ひとりに絞られる。この点では共同相続はありえない。とすれば、不定式という相続のパターンを生んだ諸条件は別としても、それぞれの家族集団では、だれをカカリ子にするかを決めなければならない。ところで報告されているかぎりでは、これには二つの

様式が区別される。第一は、親の意向が主導的な役割を果たす場合である。大間知篤三らが鹿児島県阿久根市田代について述べているのが、これに属する。大間知らはこれを「選定相続」というのであるが、この選定に当たっては、次の三つの基準が関係する。(1)親のかわいい子ども、(2)ヨメの性格をよく見定める、(3)世間からもかわいがられている子ども。要するにこれを勘案して、最終的には親が相続人を決定する(1)。竹田且が報告している同県日置郡東市来町でも、決定権は親に属する(2)。第二は、やはり諸種の事情を勘案するけれども、ここでは親の意向だけでなく、関係者の話し合いが持たれる。菊池博が長崎県諫早市小野でいう「合意的な最適者相続」は、これに当たる。すなわちここでは(1)本人の性向、(2)兄弟たちの職業、(3)親の意向、(4)父子の年令差などを考慮して、最も適任者に相続させるという(3)。それで選定相続では、親の意志が一方的に働いて、この点では権威主義的な姿勢が感じられる。が、実態は、かならずしもそう見ることはできない。鹿児島農家(特に平民)の家長権は、巷間伝えられるほど強大なものではない。むしろここではイエの不成立さえいわれている。前述のように、中世から戦国時代の武家社会では、跡目相続は親の一方的な意志によって決定された。少なくとも鹿児島農家を、このような武家社会の方式と同一に論ずることはできないわけである(4)。

(1) 大間知篤三・中村里志「選定相続と隠居」(『社会と伝承』三ノ二)。

(2) 竹田且「鹿児島農家の末子相続」(『日本民俗学会報』一四号)。

(3) 菊池博前掲論文。

(4) 三浦周行「法制史の研究」(下)

竹田は、なお瀬戸内海の離島(岡山県和気郡日生町頭島)調査から、「選定相続」の別の形態を報告している。すなわち、

ここでは、長男から末子まで、全部分家させてしまう。そしてそれからあと、だれをあととりとするかを親が「選定」する（「選定相続の発見」東京教育大学文学部紀要三六、史学研究）。とすれば、これは事後選定ともいえる存在である。もつとも田代の例でも、子どもたちがすべて未婚のころ、この選定がなされるわけではない。したがって事後選定に対して、これを事前選定ということはできない。おそらくヨメの性格を検討して、不適當と思えば、これを分家する。そうした手続きの連続であらうと考える。とすれば、かりに仲兄があととりになったとする。この場合、長男からこの仲兄に至る兄たちがすべて不合格ということになる。またこの仲兄から末男までの弟たちは、テストを経ないで分家する、ということになる。とともにかりに末子相続が実現したとする。この場合には、兄たちはすべて不合格になったと同時に、この末子は評価のワクから外されたともいえるわけである。

なるほど選定主義と合意主義とは、類型としてはいちじるしく違ってくる。けれども現実には、おそらくその間に一線を画すことはできない。いずれもイエ意識のうすいという点から、そのように推定される。けれどもこの二つでは、親なり関係者なりが、相続人を選びだそう、そういった積極的な姿勢がなほどこ感じられる。ところがそうした姿勢そのものが定かでない例も見られる。つまり選ぶほうというのでなくて、むしろ放任である。自然のなりゆきにまかせる、といった態度である。熊本県天草島でのわれわれの体験は、これに近い⁽¹⁾。均分相続のためもあって、ここではあととりになることが、もともと歓迎されない。結婚してしばらくは、親と同居する。けれども、ヨメ、シユウトメの不和のように、家庭内に問題が起ると、長男夫婦は分家を申し出る。こうして長男が崩れると、次男・三男もその例にならって、結局、末子が貧乏クジを引く、ということになる。むしろそれまでには協議がなされ、合意に達する場合も見られる。が、どちらかといえば、子どもの側に主導権が感じられる。なるほど中国地方の「茶湯子」に象徴されるように⁽²⁾、親の側からすれば「末っ子（スタタレ）は可愛い」。こうした理由づけもないではない。し

かしここでは中川が諏訪地方で指摘したような「末子優先相続」ではない⁽³⁾。そのことは、計数的にも確かめられる。また末子が継ぐのを当然 (as granted) とするような意識も見られない。あえて名付けるならば、ナダレ現象であり、放任主義といってよい存在である。

(1) 前掲、内藤莞爾「いわゆる末子相続について」(『村落社会研究』第三集)。

(2) 柳田国男「族制語彙」、一八五頁。

(3) 前掲、中川善之助「末子相続」(『家族制度全集』、史論篇V)。

ただそれにもかかわらず、われわれの乏しい経験からすれば、不定相続とはいいいながらも、地域によって、長子が望ましいか、末子が望ましいか、といった価値指向のちがいは見られる。しかし仲兄相続を理想とする例は、まだ耳にしない。それでこの点からすれば、方向は長子か末子かに両極分裂するともいえるわけである。天草では、長子相続のほうが望ましいという声を聞いたし、諫早市の有喜^{うき}では、反対に末子が望ましいというよりは、末子のあととりが当然という態度さえ見受けられた⁽⁴⁾。いずれも漁村である。また前述の鹿児島東市来町では、末子相続が九〇%から九五%を占め、親も子もそう思っている⁽⁵⁾ので、問題は起らない、と記している⁽⁶⁾。もつとも長男相続を好ましいとする態度が、長子家督の法制化、これに対する適応であるかどうか。この点は、別の問題を構成する。それから長子・末子いずれが好ましいにしても、新しい社会・経済的事態にに応じて、この態度にも変容が現われることが考えられる。そしてこのことも、また別の問題を構成する⁽⁷⁾。とともに、好ましいとか好ましくないとかは、あくまで態度の方向であって、これは絶対的な基準にはなりえない。具体的な決定に至るまでが、明確さを欠いているゆえんである。それであえて回路を示せば、別図のようになる。不定式といった理由がわかるはずである。

図3 相続人決定の過程

		態度方向		決定方式	
長末 仲	男子	好ましい	好ましくない	+	選定 任意 放主 主義 主義 =確定
	兄弟	好ましくない	好ましい		

相続形態の試論的分析

(1) 内藤莞爾・野口英子・土居平「いわゆる末子相続の分析―二つの漁村の比較研究―」(九州大学社会学研究年報)第一集。

(2) 竹田旦「薩摩農村の末子相続」(前出)。

(3) 広島県の岩子島では、従来末子相続が主流を占めていたが、耕地不足と社会流動のため、島外への移住者が増してきた。そしてこのためにようやく選定相続への方向が出されてきたという。竹田旦

「法と慣習―広島県岩子島の末子相続をめぐって―」(「社会と伝承」七一)。

またわれわれの調べた佐世保市黒島は、四〇〇戸ほどの離島であるが、その九割はカトリック教徒で占められる。末子慣行と分割相続を特徴としていたが、極度の耕地細分化は、農政の新方向とも関連して、ようやく批判の対象となっている。

そこで確認の意味を含めて、一、二の点を補足しておきたい。本図にも見えるように、末子相続では、長子・末子に加えて、仲兄も相続可能者として登場してくる。なるほど態度の方向としては、この仲兄は現われない。けれども決定の方式からすれば、当然、この仲兄も選択範囲に入ることになる。ところで隠居分家の場合、どうであろうか。五島あたりの報告では、相続人として仲兄のあがってくることは、まずありえない。なるほど不完全型の隠居分家では、分家させるのは次男まで、という例が見られる。ここでは仲兄は、分家可能者の一人ということにはなる。したがって三男以下は、たとえ世帯を持ったとしても、それは“orientation”のまったく外に位置する。“family of procreation”ということになる。それは別として、隠居分家の場合、たとえ次男を分家させても、父はこの次男の家にはとどまらない。長男〓本家に帰るとい

うから、次男をカカリ子と見ることはできない。それでこのような仲兄の位置を考慮したうえで、問題の末子を検討してみたい。いわゆる末子相続では、この末子は長子・仲兄とともに相続予定者の一人に過ぎない。たとえ態度の方向が末子に向っていたとしても、家庭の諸事情によっては、長子あるいは仲兄の相続が実現する。そしてこの場合、末子は分家する以外はない。ただし長男以下の分家が順当に進めば、末子は親の家・屋敷を継いで、カカリ子ということになる。ところが隠居分家ではどうかという点、ここでの方向は三様に分かれる。(一)いわゆる完全隠居分家で、しかも親が長男のもとに帰らないときは、カカリ子としての末子を実現する。この場合、末子は分家した親の家を継ぐことになるわけである。が、親の老後をこの末子が見るといふ点では、末子相続の場合と同じである。(二)同じく完全隠居分家であるが、親が長男のもとに帰れば、これは最終的に分封された分家ということになる。(三)分家が次男でとまり、末子の続柄が三男あるいはそれ以下である場合、末子は相続制度外の存在となり、おそらく「稼ぎ出し」の形式を取るものと推察される。

いずれにしても不定式によるかぎり、相続人としての末子の地位は、長子家督における長男のように安定しない。理屈からしても、長男は出生第一順位の男子なので、この地位は動かない。ところが「末子」は、さらにそのあとに「末子」の生まれる可能性をはらんでいる。事実、早婚地帯では、長男が結婚しても、親の出産能力がまだ停止しない。オイ・メイよりも年少のオジやオバができるわけである。それは別として、末子相続と隠居分家との決定的な差異は、さきにも示唆したように、親とカカリ子とが住居を動かないか、それとも動くかの点にあるといえる。末子相続は、長男以下を分出するので、カカリ子は、移住することなく親と同居する。カカリ子があたえ末子にならず、長

男や仲兄の場合でも、これは同じである。カカリ子以外は、すべて他出するからである。これに対して隠居分家では、親自身が長男に家屋敷をゆずって移住する。完全式であるなら、男子の数から一つ引いただけ移住を続けなければならない。そして最後に長男のところに戻るとすれば、もう一つの移住が加算されることになる。

六

にもかかわらず、いわゆる末子相続と隠居分家とは、幾つもの点で類似している。特に長子家督と対比したとき、そのことがいえるわけである。そしてこれは、登りつめた議論となれば、繰返して述べたように、イエ観念の有無あるいは濃淡のちがいということになる。が、現象形態としては、まず双方とも直系家族が育ちにくい。なるほど親が老後を過ごす場所は違ってくる。しかし、それまでの過程では、親夫婦・子夫婦の同居は、新婚当時の短期間は見られても、やがては別居がおこなわれる。いや五島のように、新婚夫婦は他人の部屋を借りて住み、あるいは妻問いの形で新婚時代を過ごすことさえある。例外は末子相続が長男・仲兄にとどまった場合だけである。そして老後だけに、末子夫婦や長子夫婦との同居が実現して、三世代家族がいちおうは成立する。けれどもすでに老境に入っていて、この共同生活は、あまり長くは続かない。いやこのような老後隠居ですら、隠居部屋を設けて、居を別にすることさえある。いずれにしても、核家族化への傾斜は強いといえる。

第二に、末子相続・隠居分家―三男以下切捨ての場合を除く―とも、親は全部の子どもを片付けるまで、働かなくて

はならない。末子相続では、成人をつぎつぎに出していくし、また隠居分家では、成人をつぎつぎに残していく。しかも双方とも、その都度、財産の分与をおこなわなくてはならない。したがってここでは親は、たとえ隠居しても、それは普通隠居Ⅱ楽隠居ではない。弟妹のことを、長子である家督相続人にまかせて、隠退することは許されない。それは生産隠居Ⅱ労働隠居であるか、まったく労働不能となったときの老衰隠居であるか、このどちらか、ということになる。

なお家関係についていえば、いわゆる本分関係は、格差の低いものにならざるをえない。まず末子相続では、もともと相続人たる地位は不定である。また文字どおり末子がカカリ子となった場合、親の在世中は別として、その死後は、長幼の序からしても、本家の格式維持はむずかしくなってくる。隠居分家では、これももつとはなはだしい。親そのものが居を転ずるので、権威の所在自体も転々として移動する。終着駅としての長男家を考えてみても、もともとこの長男は、親と同居してきたのではない。また親を扶養してきたのでもない。本家としての格式が生まれるはずがない。それから日本のイエ制度では、出自の意識も大切であるが、なおこれを裏づけるものとして、本家の庇護、分家の依存という経済的な関係が説かれてきた。けれども一般に末子相続や隠居分家地帯では、本家にそのような経済的な余裕はない。いや余裕のできるはずがない。いずれにしても本分家とはいえ、それは対等か、かなりフラットな上下関係にとどまらざるをえない。とともに総本家を頂点とした分家群のハイラルキーなど、これが形成されないのは、当然といえる。要するに同族团的な構成ができにくいことになる。では男系親族に代わっての、姻族の登場はどうであろうか。ここではかつて及川宏が送葬の儀礼を通じて、同族团的な家関係の分析をおこなったようなデータを所有していない(1)。

ただわれわれの乏しい経験からすれば、日常生活での姻族、とりわけ妻の実家との関係は、かなり密接だといえる。とともに婚葬のような儀礼的な場でも、とりわけ姻族を排除しようとするような傾向は見られない。双系的とさえいわれるゆえんである。

(一) 及川宏「同族組織と婚姻及び葬送の儀礼―旧仙台領増沢村における慣行に就て―」(民族学年報第二巻)。

けれども最大の類似は、隠居分家・末子相続とも、財産の分割をとまなう点にあるといえよう。裏からすれば、双方とも「家産」の観念は、きわめて薄いことになる。それで長子家督と対照させると、次のようになる。まず長子家督では、財産は、一括してこの長男に渡される。長子単独相続といわれるところである。ただそれにしても、まったく長男だけが全財産を承継するというのは、むしろ異例に属している。これは、ひとり子か、あるいは養子の場合などに限られる。もつともこれらの場合でも隠居にとまなう生前相続が実現すれば、一時的には被相続人と相続人との分割―隠居分の留保―がおこなわれる。けれども父子の分割ではなくて、複数の男子のあいだでも、純然たる長子単独は、少なくともこんにちでは、ごく少数のようである。たとえば川島武宜らの全国調査によると、次のような結果が示される(一)。まず死後相続に限っていうと、あととりが全部を承継して、他にはなにも渡さない(死後単独相続)というのが、全体の五八%を占める。けれどもこのなかでは、生前、すでに農地その他の不動産、または他の財産分与をおこなっているのが大部分となる。それでこれらを除けば、この比率も二二%に減少する。そこでこれに生前の単独相続を加えて、生前・死後相続の全体のなかで、まったくの単独相続をみると、これは一四%にすぎない。しかもここである「あととり」は、全部が長男というわけではない。続柄でいうと、複数子のうち、長男(最

年長直系男子)は五二%。これにひとり子と養子とを加えて、七七%。とすれば、このひとり子と養子とを含めての長男単独相続にしても、一一%程度ということになるわけである。

(1) 川島武宜編著「農家相続と農地」。

また昭和二十七年、農村政策研究室のおこなった全国調査では、表3のような結果が示される。これによると、「単独」(五一%)と「事実上の単独」(二六%)とを合わせると、七七%に達する。けれども川島らのように、相続前の分与を差引けば、この比率もいちじるしく落ちることが予想される。なおここで「単独」とは、他の共同相続人が相続放棄をした場合、およびひとり子の相続を指す。また「事実上の単独」とは、法律上は共同相続であるけれども、事実上は一子または配偶者の相続である場合をいう(松村勝治郎「農地相続に関する研究」)。

表3 農家相続実態

形 態	実数	%
単 独	81	51
一 部 共 同	11	7
事 実 上 の 単 独	41	26
事 実 上 の 共 同	6	3
本 来 の 共 割	21	13
計	160	100

もつとも以上は、新民法施行後の資料なので、これでもってすぐ旧慣を推すこ

とはできない。しかし常識的に見ても、分家や出嫁に際して、まったくの手ブラだということは、まず考えられない。戦前もそうであったし、旧幕時代もまたそうだった。であればこそ、幕府は、いわゆる分地制限令を出す必要があったわけである。とすれば、問題は、次のように展開する。では「家産」については、どうか。つまり家産の分だけ、相続人||長男へとゆずられる。裏からすれば、戸主の稼ぎ出した分だけが、分家その他に頒たれる、という寸法である(1)。われわれの守備範囲から一例だけを挙げておきたい。天草・御領村の石本家の場合である。当家は、いわゆる銀主として、近世天草の経済を大きく支配した。ところでこの石本家が、五代目になって、はじめて分家を出すことになる。文化年間のことである。なお当家にとっては、これが最初で最後の分家であった。ところで分家にさきだ

つて、諸般の取り極めがおこなわれたが、これが「分配極方之事」として残っている。そしてその第一条には、「一、元祖以来、家之為備貯有之候金銀銭、并文化元年勝之亟（当主）跡式相統致候以来、丑年（文化二年）より買入候田畑山野、其他家財、分配差除ケ本家江附属之事」と記されている。だからここでは、当主の取得した財産も、分家には与えられていない。ところがその反面、「一、從元始祖勝之亟讓請候砌迄之田畑山野塩浜之分、別紙讓狀之通、分配相極候」とあるからには、たとえ先祖代々のものでも、一部の不動産は分割されたことになる。どれを本家にとどめ、どの範囲が分割の対象となったか。その基準は釈然としなにしても、とにかく「家産」という考えかたは、これを認めてよいであろう（註）。

（一）有賀喜左衛門「日本の家族」第二章。

（二）共同研究・天草郡御領村石本家の研究、特に吉田道也「石本家略史」、秀村選三「石本家の経営形態に関する一考察」（九州文化史研究所紀要第三・四合併号）。

ただ石本家は、もともと長崎の商人・石本（新兵衛）家の分家であって、農民ではない。またその富も隔絶しているので、この例をもって、すべてを推すことはできない。けれども一般的な命題に直すならば、次のようにいうことができるかと思う。長子家督の場合、もちろん次男以下を分家させることはありうる。いやそれがむしろ普通であった。そしてこの分家創設に際しては、なにほどか財産が分与される。けれども家産の部分は、なるべく長男に保留して、分家にはそれ以外のものが頒たれる。実態はさまざまであろうが、もしこれが基本線だとすれば、ここではイエの観念をはっきり認めることができる。また長男に過半の財産を残すというなら、多少のくずれを見せながらも、なおこの基本線の痕跡が推定される。戦前の民法では、次三男以下には、いわゆる遺留分の規定はなかった。したがっ

てたとえかれらが財産の分与にあずからなかったとしても、請求権は持ちえなかつた。反対に分与を受けても、これは被相続人の「慈恵」であるとするのが、むしろ一般的な理解であつた。

ところが隠居分家と末子相続とは、こうした基本線の確認ができない。まず隠居分家についていうと、たとえば国東半島(大分県)の松津(西国東郡香々地町)では、次男が分家すると、両親や弟妹は、この次男家に移つていく。そしてこの過程を繰返して、末子に至る、というのであるが、分家に際しては、田畑・山林などの財産を分割する。原則として、どの子にも平等になるよう、地味などもあんばいする。ただ細かいことまでも、均分することはできない。それで本家を継ぐ者が若干多くなる、といった例は見られる(1)。また五島・久賀島のカトリック家族では、家督は長男が継ぐけれども、財産は分割相続、しかも均分方式が採られる。さきにも触れたとおりである。それでこうした分けかたをする以上、次男以下への財産分与を「恩恵」とするようなことは、まず考えられない。同じ五島の小値賀島では、長男に家をゆずると、親は次男以下をつれて出る。次男に生活の見込みがつくと、親は長男のところへ帰る。長男は父を養ひ、次男が母を養う。財産は、長男と次男とが六分四分にわけ(2)。鹿児島県の長島(出水郡)では、長男がヨメを取ると、親は次三男をつれて隠居する。財産の分配は、親が戸主のままで死んだときは、長男が半分を取る。しかし隠居したときは、そうはいかない。子どもが三人いれば、隠居の分を加えて、四等分する。均分相続である。なお親は、たいていスゴ(末子)にかかるしきたりである(3)。甕島(鹿児島県薩摩郡)でも、均分の傾向が強く、女子にも化粧田というのが少し与えられた(4)。相続人の特権、「家産」の考えかたなど、ほとんど見ることができない。

- (1) 竹田旦前掲書、第三編第四章。
 (2) 井之口章次「長崎県北松浦郡小値賀島」(日本民俗学会編「離島生活の研究」)。
 (3) 大藤時彦「鹿児島県出水郡長島」(同右所収)。
 (4) 小野重朗「鹿児島県薩摩郡甕島」(同右所収)。

表4 隠居分家における財産分割

地域	類型	本家	分家	均分
九州	嫁入型	5	1	5
中国	嫁入型	3	1	1
南	嫁入型	5	1	1
—	嫁入型	5	1	—
計		18	4	7

それであえて区別するならば、財産分割の仕方ということになる。いま、隠居分家について、竹田旦の集めた事例から、(1)本家のほうが多い、(2)分家のほうが多い、(3)均分、この三つに区別すると、表4のようになる。すなわち九州の嫁入型だけが、「本家」と「均分」とがあい半ばしている。けれども全体では「本家」に多くゆずるといふのが他を抜き(一八例)、「均分」はその半分に及ばない(七例)。末子相続では、こうした資料を欠いている。ただわれわれの調べた黒島(長崎県佐世保市)のカトリック家族では、一五例のうち、均分が一二、不均分が三例となる。したがってこの島に関しては、均分の圧倒的なリードが認められる。

七

これまで長子家督に対して、末子相続と隠居分家とが共通に持つ特徴といったもの、これについて述べてきた。われわれのいう不定相続としての特徴である。ところでこうした共通の特徴ということとなると、以上とは別に、貧困という点に注目する向きが強い。もともとこれは、族制上の共通特徴ではない。条件としての類似点である。すなわちこうした相続形態は、多く

貧困地帯・貧困家族に付着する、という見かたである。事実、こうした相続形態の分布図を考えると、これらは、僻遠・離島・山村・漁村・畑作村などの結びつきを濃くしている。貧困地帯の印象である。それで論理的にいえば、

次のようなことになる。まずこうした地帯では、地主制が展開しない。あるいは不熟に終わる。したがって共同体的な規制も、そう強くはおこなわれない。とすれば、ここでは「戸」の制限も、さして必要ではない。分家の創出が容易になって、だから若夫婦には、なるべく新世帯を持たせるような方向が取られる。また地主らしい地主がいない以上、かれらの家督的なパターンが下部に浸透するにしても、だいたいその基盤がない。こういうことになる。次にこうした地帯では、階層分化が進行しないので、おおむね貧困家族の集合ということになってくる。したがって家格というものも、成立しにくい。またそれぞれの家についていうならば、もともと貧困なので、相続は「権利」どころか、かえって相続人には「義務」として投影される。いわゆる「お荷物」である。消極財産を相続することさえ予想される。だからできるなら、家を出ることを期待する。親にもまた、これを引留める力がない。推論としては、こうしたスジが考えられるわけである。

それでもしそうだとすれば、貧困地帯や貧困家族は、末子相続や隠居分家、つまりわれわれのいう不定相続への傾斜を示す。このことが裏づけられなくてはならない。なるほど鹿児島あたりは、これに該当する。後述のように、本県は、最高の末子相続地帯であるが、これとはうらはらに、一世帯当たりの年収は全国最低、農家の平均反別でも最低である(一)。けれども全国的な視野では、どうであるか。適当な資料を欠くが、たとえば小山隆が徳島県東祖谷山村・香川県相生村・新潟県横越村・同県出雲崎村でおこなった調査結果を示すと、表5のようである(二)。五男以下は不明であり、またこの四地点の貧富も判らない。しかし長男の相続が九三%を占め、次男のそれは一八%にすぎない。三男(四%)、四男(四%)になると、ほとんど相続者は見られない。つまり長男の本家相続、次男以下の分家と

表5 続柄別分類 (小山)

	相続	分家	養子	その他	計
長男	93.2	5.1	0.9	0.8	100
2男	18.7	56.7	15.5	9.1	100
3男	4.3	63.8	21.6	10.3	100
4男	4.0	59.4	19.8	16.8	100

表6 家族上の地位別 (川島)

続柄	実数	%
非長男	61	9.8
妻	37	5.9
娘	14	2.3
養子	62	10.0
代襲	27	4.3
未定	5	0.8
長男	324	52.1
うち一人	92	14.8
計	622	100

男子は、鹿児島だけが三七%の高率を示すが、他はおしなべて低い⁽³⁾。なお貧困家族の例として、和歌山県伊都郡旧岸上村(現橋本市)の未解放部落のものを挙げておきたい(表7)。本表は、分家者の続柄を明治五年から昭和二十五年までを分析し、あわせて明治五年以前の分も、これに加えている⁽⁴⁾。注目したいのは、長男で分家した例である。すなわち明治五年から三十二年までは、これが二四%、つまり全体の四分の一を占める。けれどもそれ以後は、ほとんど現われない。おそらく明治民法の影響と思われるが、とにかく戸籍面にもとづくかぎり、長男分家はさして高率ではない。いいかえると、若干の崩れを見せながらも、長子相続がおこなわれたとしてよい。

- (1) 本県の一世代当たりの年間収入は二二・七万円、全国平均は四一・九万円を示す(昭和四十年)。また平均反別は〇・五七ヘクタール、全国平均は一・〇四ヘクタール。
- (2) 小山隆「家族構成の面から見た封建遺制」(日本文科学会編「封建遺制」所収)。
- (3) 川島武宜編著「農地相続と農地」。

いう線は、非常にはっきりしている。また昭和三十七年、川島武宜のおこなった全国調査では、表6のような数字が示される。調査時点にさきだつ三年間に、相続をみた農家の分類結果である。ここでは一人子を除いた長男子(川島のいう最年長直系卑属男子)が五二%に当たる。これに対して、非長男子は一〇%にも満たない。そしてこの非長

表7 家族上の地位別(山本)

	長男	養子	2,3男	娘	妻	父母	その他	計
明治4前	18.8	—	68.8	—	—	12.5	—	100
明治5~32	24.2	15.2	50.0	1.5	—	4.5	4.5	100
明治33~大正13	3.1	—	59.4	4.7	—	9.4	7.8	100
大正14~昭和25	1.6	3.7	77.5	10.2	1.6	2.7	3.7	100
明治5以後平均	6.6	5.4	68.1	7.3	0.3	4.4	4.7	100

相統形態の試論的分析

表8 統柄別分類(竹内)

	相統	分家	養子	同居	計
長男	86.5	9.8	1.5	2.2	100
次男	21.5	45.5	22.5	10.5	100
三男	10.4	43.0	24.2	22.0	100
四男以下	6.0	39.2	23.6	31.2	100
計	41.4	30.6	15.1	12.9	100

(4) 山本登「未解放部落の家族(統)―分家と移動を中心として―」(『人文研究』七二一〇)。なお前掲の小山の分析よりも、さらに多くの事例と地点とに当たったものとして、竹内利美のそれが挙げられる。ここでは、全国一四地点、二、〇九四の農家が対象となっている(表8)。ここでも長男の相統は八六%に達し、かかれて分家したのは一〇%に満たない(竹内利美「農村家族の動態」)。

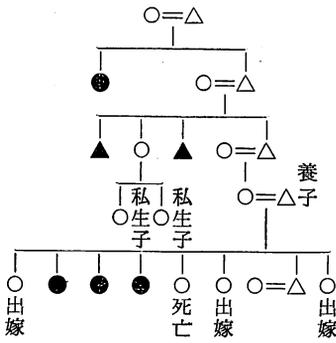
以上の資料は、われわれの問題点に対して、かならずしも説得的ではない。けれども総合的に考えた場合、貧困だけが不定相統を規制する要因と見ることはできない。というよりも、貧困はかえって長子制とも結びついてくる。われわれの守備範囲から、一、二の例を拾ってみよう。たとえば島原半島の南端、口之津町は、平均反別〇・四ヘクタールの貧村である。しかもその半分以上は、畑地で占められる。しかしここでは長子家督がルール化されている。玄海灘に浮ぶ福島町(北松浦郡)は、こんにち石炭の町となっている。しかしその農村部では、まえから長子制がとられてきた。長崎県下は、不定相統地帯が多いといわれるにもかかわらず、地点的に見れば、かならずしもそうではない。同じことは、鹿児島県下についてもいえる。薩摩郡宮之城町二渡の折小野は、かつて山崎郷二渡折小野門を称していた。現在、四〇戸あまりから成り、そのほとんどが折小野姓である。二渡村につい

ては、宝永三年から慶応二年まで、一〇冊の宗門手札改帳が残存している。これによると、そのほとんどが長子相続、二、三男の分家といった形を採っている(1)。旧藩時代、折小野門がどんな経済状態であったかは、あきらかでないけれども門割制のもとで、かれらのくらしがけつて良くなかったことは、推察できるわけである。

(1) 桃園恵真「薩藩農村の構造―特に門の構成について―」(『鹿大史学』第5号)、小野重朗「門の家と同族集団―鹿児島県薩摩郡宮之城町二瀬の折小野―」(『社会と伝承』九ノ四)。

貧困は、長子制と結びつくだけではない。極端なケースとしては、大家族制ともつながってくる。古典的な例は、飛騨白川村ということになるが、九州では宮崎県の山間部でも、これが存在した。白杵郡諸塚村七ツ山の明治初年の戸籍では、いわゆるオンジ(バツジ)・オンバ型の大家族が見出される。一例を別図に掲げておいたが、白川村や

図4 宮崎山村の大家族



成長して、家父長的な形態がとられることになるわけである。不定相続から生まれる双系的な核家族どころではない。

『東北の神武たち』と同じように、ここでも結婚のできるのは、長男にかざられる。次男以下、場合によっては女子までも、結婚できないままに、

実家にとどまる、ということになる。別図で黒く塗ったのが、このオンジとオンバとであるが、そのほか二人の私生子も、あるいはこの運命にあつたとも考えられる。ここは、カライモさえできない(1)。ヒエとアワとの常食地帯であった。したがって分家を出す余裕を持たない。傍系を含む大家族が形成される。とともに当然のことながら、ここでは強大な家長権が

まったく正反對の姿だといえる。

(1) 上野裕久「宮崎県臼杵郡における相統形態と経済的基礎」〔法社会学〕10)。

とすれば、貧困は、不定相統とは無関係なのであろうか。通説によれば、そうではない。貧困を内的要因とした場合、これに広義の労働市場という外的要因が加わる。そのとき不定相統が実現する。こういう把握の仕方である。たとえば中尾英俊は、鹿兒島下の末子慣行について、これをい言った内外ふたつの要因によって、説明しようとする。すなわち耕地が狭く、あるいは生産力が低いために、増加する家族人口を収容することができない。したがって成人とともに、これらを出すことになる(内的要因)。しかもこの過剰人口を吸収する、別の生活基盤が見出される。すなわち労働市場の存在である(外的条件)。ただ中尾は、このうち、はじめの内的要因に力点を置こうとする(1)。とともにかれの想定する労働市場とは、近代産業の成長にともなう、域外のそれのようである。けれどもこの労働市場は、別に域外の職場に限る必要はない。開拓地・未墾地など、農業的な expansion の余地があれば、当然、これが含まれる。広義の労働市場と言ったわけである。事実、竹田且は、五島に多い隠居分家について、その説明の鍵をこの未墾地の存在に求めようとする(2)。長男に家をゆずって、次三男以下をつれて出るからには、別の農地が必要となってくる。ヒラキその他と呼ばれる未墾地がそれである。かれらは、営々としてこの地に鋤をふるって、次々に子どもたちを独立させていった。なお開墾と同じ種類の農業的な expansion としては、干拓事業も注目されるであろう。そして前掲の菊池博が、諫早市小野の「非長子相統」について、その原因として持出したのが、旧幕以来進められた、有明海の干拓事業であった(3)。

(1) 中尾英俊「農家相統実態分析」(講座「家族問題と家族法」VI所収)、中尾英俊「鹿児島県の実態」(川島武宜編著「農家相統と農地」所収)。

(2) 竹田巨「民俗慣行としての隠居の研究」第三編第四章。

(3) 菊池博、前掲論文。

ところでこれらふたつの外的要因については、実はすでに中川善之助の指摘がなされている(1)。この文章のはじめに書いたフレイザーとビンogradとの説がそれである。そこで中川は、これらの説を紹介するとともに、これを諏訪地方に適用するのであるが、要約すると、次のようになる。まずフレイザーである。かれは、ブラックストーン(W. Blackstone)の考えかたを延長した。このブラックストーンは、遊牧生活が末子相統と結びつくことを主張する。つまり定住性の欠けることが、子どもたちの独立をうながしていく。結果として生まれるのが、親と末子との終世的な同居である。けれどもフレイザーによると、遊牧民でなくても、定住が要求されない農耕民でも、この末子制が実現する。典型的なのは、焼畑農業ということになるうけれども、これにとどまらない。近くに農業資源があるならば、子は、成長とともに、これを求めて出ていく。あるいは子どもたちをつれて、親が出ることになる。未墾地・開拓地などが、これである。ところがビンogradは、別の場合を指摘する。ロシア農民の観察からえたものであるが、つまり狭い耕地しかなく、加えて重説が課せられる。とうてい家族成員を養うことができない。ということになると、子どもが成人すれば、これを他の労働部門に出さざるをえない。それで結局、末子相統になる、ということである。だからフレイザー的な末子相統を「開拓型」とするならば、ビンograd的なそれは、「出稼ぎ型」ということになる。さて中川によると、諏訪地方には、このふたつのタイプが地域を別にして、並存している。まずフレイザー

Ⅰ型つまり開拓型であるが、これは、山岳地方のやせた土地に見られる。中川のいう「山浦型」である。これに対してビノグラドフ型つまり出稼ぎ型は、平坦部に展開している。下筋と呼ばれる地域がそれであって、中川のいう「下筋型」である。とすれば、どちらのタイプも、貧困という内的要因を踏まえている。けれどもこれへの対応に、ふたつの方向があらわれる。それが開拓型と出稼ぎ型、というわけである。

(一) 中川善之助前掲「末子相統」。

八

ところで中川説の検証は、その後、上野裕久によって果たされる。これが前出の宮崎県下の研究である。すでに触れたように、同県臼杵郡諸塚村では、飛驒白川や東北地方のような大家族形態が出現した。けれどもそれは、臼杵郡の全体についてではない。たとえば同郡の南方村・東海村では、明治初年の戸籍によるかぎり、かえって非長子相統の事例が多く見られる。特に目だつのは、長男の分家である。そこでこれら旧三村の比較であるが、結論だけを述べると、次のようになる。すなわち耕地の絶対面積と、これに土地集中度とを勘案したとき、三村とも貧しいという点では変りがない。だから中川の第一条件(われわれのいう内的要因)は、充たすことになる。ところが諸塚村では、僻地のために、他の生活手段を見つけないことができなかった。長子家督どころか、大家族となったゆえんである。これに対して、南方・東海の両村では、開拓可能な原野を残すとともに、一部では商工業その他、新しい生活基盤さえ提供された。つまり中川の第二の条件(われわれのいう外的要因)、特にフレーザー型的条件が充たされたことになる。

ところで上野によると、この開拓的な分封ができたのも、明治期までのことであった。そして以後は、ビノグラドフ型⇨出稼ぎ型へと移行する。とりわけ大正期、日豊本線の開通と、これにもなった旭化成（延岡市）の立地が大きい（一）、というのである。

（一）上野裕久、前掲論文。ここで上野は渡辺洋三・唄孝一の次の言葉を引用する。「労働市場を近くに持つ、都市近郊の零細農民は、旧来の末子相続に似た現象を示す」。（「農村の相続形態」「法律時報」二七ノ二）。つまり長子から他出させて、飯米農家としての定着である。

それにしても、あとのビノグラドフ型、つまり出稼ぎ型は、おおむね新しい時代の所産としてよい。なるほど諏訪の下筋などは、旧幕時代から中川のいう「四通八達」の要地であった。またわれわれの調べた天草なども、長崎に接近しているため、その天領としてのルーズな村規制とあいまって、社会流動が早くからうながされていた。すなわち都市化・流動化の進行した地点も、あったことはうなずかれる。けれども封建体制のもとでは、これらはむしろ例外としてよい。とすれば、産業化と都市化との成長した明治期以降は別としても、旧幕時代の外的要因としては、やはりフレージャー型⇨開拓型を軸として、考えるのが至当ということになる。そしてこの点では、さきにも挙げた大石慎三郎の発言が注目されてくる。すなわち大石は、大阪近郊の分析に続いて、江戸前期の農家相続を巨視的に問題としている。特に寛文年間の分地制限令に注目するのである。まずかれによると、この時期は、本百姓にとって、近世初頭の「形成期」に次ぐ、いわゆる「成立期」として捉えられる。すなわち全国の耕地面積は、慶長期を一〇〇（一、六三五千町）としたとき、享保年間には、一八一（二、九七〇千町）の指数に達する。二倍に近い伸び率であ

る。ところがそれ以後、明治の初年までは、ほとんど停滞状態が示される。すなわち一八一の指数が一八六(三)、〇五〇(千町)になっただけのことである。そして分地制限令は、こうした過程のうちで、理解されなくてはならない。とともに農家相続も、これへの対応として、変質を遂げることになる。つまり次のようである。近世初頭には、さかんに開田や開墾がおこなわれた。耕地の拡大である。したがってこの時代には、たとえ均分相続を実施しても、小百姓が本百姓に拡大再生産されるのは、いわば時間の問題に過ぎなかった。が、やがて耕地の拡大は、その限界に達する。と、領主の側では、本百姓の維持、したがって収納権の確保をはからなければならない。分地制限は、このために編み出された。とともに、このように本百姓層が固定化してくると、これにともなって、その株化と家格化が進行してくる。大石によると、均分相続は、江戸期を通じて、むしろ本百姓一般の原理であった。ところが株化・家格化が進むにつれて、本百姓そのものが権利化してくる。したがってその独占的・排他的な承継を生むことになってくる。それとともに、共同体的な部落運営が、本百姓層の手に握られ、再生産のメカニズムが本分家関係を基軸とするようになる。いきおい長子優先・長子単独相続へと傾斜した、というのである。(1)。

(1) 大石慎三郎、前掲論文。

大石の行論は、要するに生産基盤を独立変数として、家族制度を従属変数とする。具体的には、耕地拡大のころには、分家の創出がさかんになされて、財産の分与もおこなわれた。けれども拡大が頭打ちになるにともなって、戸が制限される。とともに、長子家督・長子単独の線が打出された。こういうことになると思う。ところでこうした過程は、谷口澄夫たちによって、多少でも裏づけられている(2)。かれらの扱っているのは、備前藩・児島郡の数カ村で

あるが、要約すると、次のようになる。備前藩で別家禁止令の出たのは、明暦二年（一六五六年）。幕府の分地制限令が出た寛文十三年（一六七三年）以前のことである。しかし当時でも、一定の条件のもとで、分家の創出がおこなわれた。そしてその原因は、生産力の向上に求められる。すなわち米麦を基幹作物としながらも、ナタネの栽培が普及する。またこうした商品作物の展開にもなって、金肥の利用度も高まってくる。畜牛の利用度も、最高に達した。別に製塩（塩浜稼ぎ）もおこなわれ、また役牛を利用しての駄賃稼ぎや船働きも、見られるようになった。しかし十八世紀に入ると、人口の増加と分家の創出とは、耕地の零細化を招いて、別家禁止令が実際に機能するようになってくる。とともに、農民の「町人化」が進んで、農村の労働力が減少する。地主 \parallel 家主層にとって、この危機を切抜ける道は、ひとつしかない。傍系家族労働力の利用である。こうして分家は抑えられて、家父長的な統制のもとに複合傍系家族が出現する。事実、宝永以後は、分家がほとんど見られない。けれども天明以降は、また新しい事態が現われてくる。商品貨幣経済の浸透、村方商工業の発達、小作制の進展などがこれである。この段階では、もう傍系家族まで、同一世帯に押込んでおくことはできない。ふたたび家の分封が進行することになる。谷口らは、これらの推移を、地方文書によって、数量的に捉えようとするのである。

（一）前掲、谷口澄夫・柴田一「近世における家族構成の変質過程——試論として——」（岡山大学教育学部研究集録「第一号」）。

ただ谷口たちの考察は、分家の創設事情は説明するが、不定相続の事実を示すものではない。おびただしい分家のなかには、長男分家のあったことが、推察されるだけである。やや飛躍するけれども、このへんでいちおうの整理をしておきたい。内的要因として貧困をとらえ、外的要因として開拓を含めた広義の労働市場を問題とする。その結果

として、不定相続が実現する。これがいままでの通説だったようである。貧困だけからは、この種の相続形態は生まれない。とすれば、決定的要因は、あとの外的要因にあるとしなくてはならない。事実、前述の宮崎県日杵郡の分析は、ある程度、これを裏づけている。けれどもわれわれの経験からすれば、この通説がすべての場合に当てはまるとはかぎらない。たとえばさきに挙げた島原半島の口之津がそれである。ここは貧農地帯にもかかわらず、長子制が採られている。しかもはっきり外的要因を備えている。まったくの僻村だった口之津も、三池鉱の開坑にともなって、石炭の積出港として特異な存在となってきた。と同時に、子弟は、下級船員として、有力な労働市場を持つこととなる。積出港としての機能は、三池港の整備、鉄道輸送の増強によって、すでに過去のものとなった。しかし県立船員学校の設置は、なおセーラー輩出地としての姿を保っている。ただこうした船員となって出るのは、次三男以下に過ぎられる。長男は、あととりとして、村にとどまるわけである。そしてこうした事情は、福島町にも当てはまる。ここの次三男は、以前は大工として他出するのが普通であった。非農部門への進出である。が、やがて長崎や佐世保の造船所が拡大してくると、従来の技術を生かして、これら造船所に職を求めることになった。いずれもビングラッド型の外的要因を備えている。にもかかわらず、不定相続とはならない。なおこれら二地点で共通しているのは、分家の際して、財産の分与はほとんどなされない。専門技術を生かしての、稼ぎ出し分家である。たとえて言えば、瘦地に育った樹は、枝葉を払わなくては、幹がもたない。次三男という枝葉を整理して、長男という幹だけは、なんとか保つていこうとする。そう見ることもできるであろう。

フレーザー型についても、このことがいえる。われわれの守備範囲で言えば、有明・不知火海沿岸は、旧幕時代か

ら大きく干拓事業が進んだ。長崎・佐賀・福岡・熊本の四県にわたる、広域的な耕地拡大である。けれどもこの沿岸地帯で、末子慣行の見られるのは、菊池博の報告した諫早市の一部と、島原半島の二、三の地点にとどまるようである。それだけではない。生産基盤の拡大は、長子制を越えて、姉家督に結びつくことも考えられる。小林三衛は、茨城県新治郡の姉家督（かれの表現では、初生女子相続）を報告している。そのひとつ霞ヶ浦沿岸の下大津村について、壬申戸籍の分析を示すと、表9のようになる（1）。本表では、初生子が女子の場合だけを転記したが、弟のいない場合は、当然、ムコ取りとなるので、これは問題がない。ポイントは、弟のある七

表9 姉家督

無 弟	ムコ取り	32	38
	嫁明	06	
有 弟	ムコ取り	43	71
	嫁明	326	
計	一	一	109

ここではフレージャー型の外的要因を備えている。にもかかわらず、これが強力な長子家督と結びついてくるわけである。

（1）小林三衛「初生女子相続の一考察―相続と労働力（一）農村の部 I 茨城県特に新治郡について」（『法社会学』6）。

なお及川宏は、信州・諏訪の旧塚原村について、寛文・延宝のころから幕末までの宗門帳を分析している（1）。中

川によると、この地域は中筋と呼ばれて、末子慣行の系図は珍しいとされている。が、及川の採りあげた矢崎姓については、そうではない。長男から分家して、末子の家を継ぐのが一般的である。けれどもそうした傾向のなかにありながら、時代的にはいちじるしい差異が注目される。というのは初期、つまり寛文のころには、父は老令に達しても、なかなか隠居しない。そして子どもたちは、結婚して孫ができて、なお父の人別に含まれている。この形は、元禄ごろまでは珍しくない。ところが後代になると、父は六十才にならないうちに隠居する。とともに長男以下は、結婚して、しばらくは同居する。けれども、順次、父の家を離れていく。いわゆる長男分家・末子相続の姿である。ところで、こうした時代的な差異について、及川は、次のように推定している。「一言にすれば、古くは家長として父を有する大家族形態があり、後にはこれに対して、多くは夫婦と子から成る小家族的な形態がある。此の記載が届出の便宜のため無く、実際の家族生活を反映しているなら、此の慣行は決して古い起源とは云い得ない。一面からは當時は新田開発のため、労働力の集中も必要であり、それが或る程度進んだ後には、急激な分家——分割が生じたとも考え易い」。新田開発は、主に諏訪湖の干拓であるが、事実、塚原村と矢ヶ崎村とを合わせた石高は、正保元年（一六四四年）には二九八石であった。それが万治二年（一六五九）には四四四石、元禄三年（一六九〇年）には七〇〇石に達する（いずれも田方だけ）。それでもしこの推定が正しいとするならば、これはさきに掲げた、大石の発言とは矛盾してくる。大石は、生産基盤の拡大が分家をうながしたという。ところが及川は、同じ事態が労働力の集中をうながして、かえって大家族形態を生むことになった、とするからである。

（一）及川宏「信州諏訪塚原村における分家について——所謂末子相続の一例として——（及川宏「同族組織と村落生活」所収）。

要するに内・外面要因の結びつきとはいっても、これで不定相続のすべてを説明することはできそうもない。では究極の決め手は、なんであろうか。われわれの研究は、まだそれまで進んでいない。したがって以下、述べることは、単なる推測にすぎない。裏からすれば、資料的に立証されない見解を多く含んでいる。この文章のはじめで書いておいたように、もともと本稿は、いわゆる末子相続の「交通整理」を目的としている。その意味で、こうした推測を述べること、あるいは許されるのではないかと思う。

たびたび繰返したように、末子相続・不定相続での最もいちじるしい特徴は、次の三点に認められる。

- 一、直系家族が成立しにくい。いいかえると、核家族への傾向である。
- 二、本分家といった、家関係のハイラルキーが成立しにくい。
- 三、相続・分家に際しては、財産の分与をとまなう。しかもこの分割は、均分あるいはそれに近い。したがってあとりの特権が稀薄である。

この三つは、密接に結びつくのであるが、分析的に問題を洗ってみよう。ただ二は家族集団内部のことではない。家族集団相互の結びつきなので、これは後に検討することにして、まず核家族への傾向である。この相続形態では、親夫婦・子夫婦の同居は、いずれにしろ一時的にとどまらざるをえない。こうした態勢に対して、局外者の批判は自由であろう。事実、分地制限令のころ、支配者の力説したのは、分家が睦族・人倫に反するという点であった。また

表10 農家戸数と人口

	東北	九州
農家戸数	771, 181	462, 610
農家人口	4, 558, 438	4, 888, 887
1戸平均	5.91	5.07

表11 経営規模

	東北		九州	
	耕地	1戸当り	耕地	1戸当り
田	564, 216	0.731	394, 794	0.410
畑	243, 752	0.316	246, 789	0.256
計	807, 968	1.047	641, 584	0.665

明治初年の立法者たちは、長子家督以外の慣行を、いわば「化外の民」のしきたりとして、これを非難した。けれどもこの慣行に生きてきた人たちにとっては、それ相当の存続理由があつたにちがいない。それは、なんであるか。われわれの見るところ、これは、家族集団の経営にとって、直系家族を擁するほどの労働力を必要としない、という点にあると考へる。商工業など、雇用労働力でまかなえる場合は、別である。家族員を基幹労働力とした業種ないし規模の場合が、これに当たる。

好例は、やはり農家ということになる。対照する意味で、東北と九州との数字を示すことにしたい。まず農家の一戸当たりの平均員数を見ると(表10)、東北は五・九一人、これに対して九州は五・〇七にとどまっている。つまり〇・八四人の水があいてくる。両地方とも、農家人口の流出がはげしいわけであるが、なおその成員には、以上のような差が見られる。出産率・死亡率に大差がないとしたならば、やはり東北の農家に、より人口を引留める力があるとはならない。それは、いうまでもない。農業経営に要する労働力である。これは、指標としては経営規模で示される。表11のように、東北では、一戸当たりの平均反別は、田畑の計だけで、一ヘクタールをやや出る。ところが九州では、これが〇・六六ヘクタール、つまり東北の三分の二にすぎない。しかも東北では、耕地のうち、田が七割を占める。しかも単作地帯である。九州の水田率は、六割にとどまっている。

表12 家族形態

	東北	九州	全国
核家族	530.0	655.3	651.2
直系家族	389.1	267.8	279.0
傍系家族	81.0	76.9	69.8
計	1,000.0	1,000.0	1,000.0

表13 農業専従者（世帯主を除く）

	都府県	東北	九州
あととり	53	52	49
次三男	24	23	30
その他	23	25	21
計	100	100	100

すなわち労働集約性のうえからも、東北は九州を出ることになる⁽¹⁾。ところでわれわれの想定からすれば、こうした家族成員の落差は、家族構成のちがいに関係してくる。端的にいつて、東北での直系家族の相対的な肥大、反対に九州での核家族の肥大である。しかしこれを直接裏づける資料は、いまわれわれの手許にない。ただ小山隆は、昭和三十五年厚生行政基礎調査にもとづいて、全国的な分析をおこなった。これには、当然、非農家を含まれども、関係分を摘記すると、表12に示される。これによると、直系家族は、東北では三八%に達して、これは全国最高である。九州では、二六%にとどまっている。傍系家族は、両地方とも低い、それでも東北の八%に対して、九州は七%台を示している。こうしたわけで、問題の核家族は、東北では五三%と、半分をやや出る程度なのに、九州ではこれが六五%に達する。つまり三分の二の世帯が核家族だということになる⁽²⁾。むしろ九州がおしなべて不定相続だというのではない。ただここでひとつ、参考資料を揚げておきたい(表13)。本表は、一九六〇年世界農業センサスの抽出(二〇分の一)集計の結果に加工したものである。本調査では、家族員の就業状態が調べられているが、このうち世帯主を除いた男子農業専従者を統柄別に分類すると、本表のようになる。これによると、東北の状態は、全国傾向と類似している。けれども九州はかなりちがってくる。特に「次三男」というのが、相対的に高率を占める点が目される。すなわち全国ではこれが二四

%、東北では二三%に当たる。ところが九州では、三〇%に達している。「あととり」というのは、本調査では「長男」を指すとしている。とすれば、これはどういうことになるか。高度成長経済の時期に当たり、農民の「地すべり現象」が起きていたにはちがいない。けれども農業専従男子に見られる以上の落差からは、やはり相統制度のことが考えられてくるであろう。

(1) 農林省統計調査局「第42次農林省統計表」。

(2) 小山隆「世帯の分析—昭和35年における世帯構造—」。

(3) 農林省統計調査部「一九六〇年世界農業センサス農家調査報告書—抽出集計(1)—」。

もっとも水田率についてのさきの発言には、若干の保留が必要となってくる。東北と九州との差異は、絶対的なものとして、これは動かない。けれども経営規模と家族形態との結びつきは、一方的な因果関係として捉えることはできない。経営規模にしたがって、家族形態を変容させることもある。また逆の方向もありうるからである。特に相統という視点を入れた場合、さらにこれが複雑となってくる。すなわちもし東北で、長子単独が一般的であったとすると、このために農地は細分化されないとともに、比較的広いこの農地には、より多くの労働力を要する。したがって直系家族がより形成されることになる。また九州では、かりに分割相統がより多く採られたとする。このために耕地は、零細化するであろうし、労働力も、そうなればあまり要しない。したがって核家族化の方向が打出される、ということになる。それでこう見ると、相統、特に財産分与が独立変数となつて、経営規模と家族形態とは、いずれも従属変数だとも言いかねない。が、とにかく経営と家族形態とは、一時点における相関としておくことが、当面、妥当であろう。

にしても、労働力という見かたは、相続を理解するには、かなり有力のように思われる。姉家督も、実はこの労働力によって説明された。ただこの場合には、経営に対する労働力の不足である。そしてこの不足を暫定的に補給するものとしての姉家督であった。とすれば、末子相続・隠居分家を含めた、いわゆる不定相続は、まことに姉家督とは対照的な形態として、捉えられることになる。つまり労働力の過剰である。過剰なために、子どもは、成人とともに独立させていく。そうした理解となるわけである。

ところでこのあえて言えば労働力説であるが、これは、不定相続が畑作地帯あるいは漁村に多く分布している、このことを説明するにも有利のように思われる。九州でも、不定相続の密度が高いのは、鹿児島・長崎の両県だといっ

表14 水田率 I

地 域	水 田 率
全 国	55.8
九 州	54.6
福 佐	80.1
長 崎	76.4
熊 本	39.5
大 分	53.6
宮 崎	63.4
鹿 児 島	50.4
	34.6

表15 水田率 II

地 域	水 田 率
長 崎 県	39.5
東 部	43.9
西 部	29.5
五 島	22.0

てよい。表14のように、このふたつの県は、いずれも水田率がきわだって低い。いいかえると、畑作県、しかも普通作（特にイモ・麦）を主としている。すなわち九州全体を採るならば、その水田率は、全国のそれと大差はない。五割をやや出る程度である。ところが鹿児島県だけだと、これが三四%、長崎県だけだと三九%。三割台は、この両

県だけだということになる。また同じ長崎県でも、不定相続地帯の西彼杵（二九%）と五島（二二%）とでは、二割台に低下する（表15）。園芸・工芸作物に傾斜したこんにち、畑作への労働投下は、水田へのそれとくらべて、かならず

しも低いということではできない。ただそれにしても、全体的に見るならば、畑作、特に普通作地帯の労働投下は、相対的に低いとしなくてはならない。指標としての適格性は別として、たとえば昭和三十八年、季節雇・日雇に対する

全国の雇用農家率は、四九%であった(表16)。ところが東北ではこれが六一%、九州は全国なみの五一%である。九州も、これを南北九州(五一%)と南九州(四九%)に分けても、その差はあまり見られない。ところが一戸当たりの雇入れ延べ日数となると、東北ではこれが四〇日と全国最高に達する。それが九州では、約半分の二一日にすぎない。耕うん機の普及率でも、東北の三一%に対して、九州は一八%、ことに南九州となると、六%の低率が示される(註)。なお常識的に

表 16 雇用農家率その他

	季節雇・日雇		耕うん機普及率
	雇用農家率	日数	
全 国	49.9	25	31.0
北 州	61.9	40	31.0
東 州	51.0	21	18.4
九 州 (北)	51.8	22	25.4
九 州 (南)	49.7	20	6.3

昭和38年度

的なリズムというものが考えられてくる。特に田植期の労働集約度が問題であろう。しかも田植作業での機械化・省力化は、現在でもなお進んでいない。これに対して、普通畑作でも、労働のピークがないというのではない。が、それはさして鋭角をなすのではない。年間を通じて、かなりゆるいリズムだとすることができよう。

(一) 農林省統計調査部「地域農業の動向」一九六〇年版。

畑作経営における労働投下量の比較的低さ、また年間を通じてのリズムのゆるやかさ、これが前段の問題点であった。つまり経営反別の小さいこともあるけれども、畑作というものが、相対的に労働量が必要としない。家族分封のおこなわれやすい理由である。ところが石黒重明によると、畑作経営と分家Ⅱ分割相続との関係は、別の観点から

説明されてくる(1)。第一は、生産力構造の点である。まず巨視的に、日本農業の全体をながめてみる。すると、戦前では、労働生産力は、経営階層のあがるにつれて高まっていく。また資本の効率も、同じような高まりを示している。けれども土地生産性は、階層の高まりにつれて、かえって低下する。いわゆる中農標準化の傾向である。特に労働生産性と土地生産力との逆行現象が目ざされる。では戦後の状態は、どうであるか。土地生産性の階層差は縮まってきた。いや一部では、階層とともに、土地生産性もあがってきた。だから戦前の逆行現象も、だいたい解消されたといえる。とともに、農民層の分解が進行するわけである。さて石黒が問題とするのは、鹿児島県の場合である。昭和三十五年の数字によるかぎり、労働生産性の階層差は、相対的に微弱だといえる。また資本の生産力でも、その階層差は、あまり大きくない。けれどもこの生産の二要素は、方向としては、全国平均と同じである。しかし土地生産性だけは、あきらかに逆行現象を示している。つまり戦前と同じである。とすれば、なるほど鹿児島でも、農家の動態はげしい。けれどもなお農家構成を停滞させる条件が働いている。はっきり言って、こうした生産力構造なので、農家の承継に当たっても、一定の規模を確保しようとする要請が少ない。均分相続が維持されるゆえんである。

(1) 石黒重明「農家構成の特徴と問題点」(石黒重明・川口諦・窪谷順治「鹿児島農業の諸問題」農業総合研究所刊第二章)。

しかし石黒によると、鹿児島農業の普通畑作という性格も、また経営の分割を容易にしてくる。言おうとするのは、耕地・経営体・労働力、この三つの結びつきが、稲作と畑作とで違ってくる点である。一般に水田村では、分家群を経営条件として、本家は、一定規模の経営が確保・維持される。分家の場合も、こうした本分家関係が同じ条件となってくる。そしてイエは、このような本分家関係をともなうものとして、理解されている。とすれば、畑作村の場合

はどうかという、一般にこうしたイエを成立させる条件が弱い。だいたい水田という特殊な農地では、数代にわたるイエの過去労働が蓄積され、具体化される。そこでは現在労働も、過去労働を前提として機能してくる。ところで畑作の場合、この蓄積がまったくない、というのではない。けれどもその比重は、ずっと落ちる。そこでは生産過程に働く現在労働のほうが、はるかに重要となってくる。とすれば、労働力単位にしたがっての耕地の分割も、稲作とくらべて、より容易となってくる。まして大規模経営の有利ということが、鹿児島では現われてこない。とすれば、分割への抵抗も、それだけ少なくなるであろう。こういうのである。

(一) 石黒、前掲論文。

専門がちがうので、ここで石黒の主張を批判することはできない。けれども農家経営という領域で、労働力というものが相続形態に関係してくるとすれば、同じような関係は、漁家の経営にも認められるのではないか。第二次漁業センサス（昭和二十九年）によると、日本の漁家は、個人経営世帯が四九%、従事者世帯が五一%で、ほぼ半数ずつということになる。ところで大洋漁業のような近代的な大会社は別としても、共同経営・網元制を通じて、漁獲物分配の方式は、伝統的にいわゆる代分け制が採られていた。こんにちでも、まだそうである。そこでは賃金のような保障はない。とともに年功序列のような昇給もない。わずかに役付漁夫に、プラス・アルファの代が分けられるにすぎない。各自の取分は、稼働日数で計算される。生産手段を持たない、いわゆる漁業プロレタリアートといった性格は、否定することはできない。とともに重要なのは、かれらが単位労働力として掌握されている点であろう。漁撈作業での協働や分業は別として、漁家としての経営が、ここで問題となってくる。農家のように、家族集団を単位とした協

働は、ここでは展開されない。しよせん持寄り世帯の性格を抜切ることができない、とともに代分け制によるかぎり、たとえ父子が働いていても、収入の面での格差は現われない。サラリーマンの持寄り世帯とも異なる点であろう。漁家としての相対的な貧富は、わずかに成員中、何人の稼働力を持つかにかかってくる(1)。さらに問題は、次の点にあるといえる。一般に一人前の代にあずかるのが、比較的早いということである。われわれの調べた天草の漁村では、三統のイワシ網が三人の網元によって、それぞれ経営されている。さて学校を出て、船に乗った場合、はじめは七八分にすぎない。主として炊事当番||見習いの期間である。けれども十八才ぐらいになれば、もう一人前の分けまえにあずかる。諫早市外の有喜でも、同様であった(2)。要するに代分け制を基本とするかぎり、次の三点が注目される。第一に、単位労働力として、個人が把握されること。第二に、平等の原則に立つ、ということ。第三に、いまいったように漁夫の社会的成人が早いことである。不定相続、とりわけ末子慣行を支える、ひとつの基盤だとしてよいであろう。少なくとも、推論としては、これが可能のように考えられる(3)。

- (1) 桜田勝徳「漁村」(「社会学大系」第二巻)。倉田一郎「漁獲物分配とその問題」(「民族学研究」新一ノ十一および十二)。
- (2) 内藤亮爾・野口英子・土居平「いわゆる末子相続の分析―二つの漁村の比較研究―」(九州大学社会学研究年報「第一号」)。
- (3) 鹿兒島の末子慣行を、この単位労働力という点から説明する向きも見られる。すなわち門割制では、耕地は、十六才から六十才までの単位労働力に割当てられる。そして公租徴収のため、その集合としての「門」が設定される。山田竜雄「藩制時代の土地制度」(「鹿兒島県農地改革史」、前篇第一章)。この体制では、家||農家を形成せしめる姿勢にとぼしい。分割がなされるゆえんだとする見解である。

表17 江戸中期家族構成 (喜多野)

	片夫婦	一夫婦	二夫婦	三夫婦	計
直系親族	1	12	1	0	14
直系+傍系	0	9	2(1)	2(2)	13(3)
直系+非血縁	0	5	5	0	10
計	1	26	8(1)	2(2)	37(3)

() は傍系親族の夫婦結合を含む家族数

表18 江戸期家族構成 (小山)

	延世帯数	%	農林漁 大正九年
I 単身世帯	133	8.5	2.3
II 夫婦世帯	80	5.1	6.3
III 無配偶子女を含む世帯	551	35.4	37.8
IV 有配偶子女を含む世帯	59	3.8	3.3
V 直系尊属を含む世帯	193	12.4	2.2
VI 直系尊属を除く世帯	289	18.6	36.7
VII 傍系親属を含む世帯	251	16.1	11.4
計	1,556	100	100

不安な点を残しつつも、核家族化への傾向は、以上のように労働力によって説明された。では不定相続の第二の特徴、すなわち財産分与、特に均分に近い分与については、どうであろうか。われわれは、実はこのような形を、不定相続の最大特徴としてながめたい。というのは、核家族化は、不定相続をしたために現われる。つまり結果としての現象形態である。ところが均分相続は、家族集団あるいはその責任者の主体的・能動的な行為として、これがおこなわれる。すなわち不定相続を生む原因として、考えることができる。横道に外れるけれども、計数的に見ると、直系

家族の比率というものは、そう高くない。現在がそうであることは、さきに示したとおりである。けれども旧幕時代も、そうしたところが多かつたらしい。たとえば喜多野清一は、徳川中期の甲州・大垣外(北都留郡欄原村)の家族構成を表示している(表17)。すなわち家族構成員は、その八割が戸主の直系親族で占められるが、なお類型としては、七割(二六戸)が夫婦(とそ

表19 自作地の無償移動（昭和35年度）

	都 府 県		鹿 児 島 県	
	件 数	%	件 数	%
同一世帯内での生前贈与 (A)	35,654	54.9	1,481	34.4
(B)	7,476	36.2	923	59.1
新しく分家させるための贈与	4,953		153	
既に分家している者への贈与	11,070	8.9	1,471	6.5
他人への贈与	2,428		87	
その他の	3,330		193	
計	64,911	100	4,308	100

(A)―農業経営継承推定人 (B)―その他の世帯員

相統形態の試論的分析

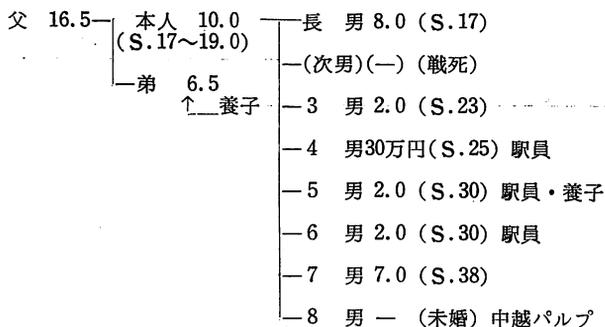
の子ども）から成るようである（1）。また小丘陵は、同じく甲州の山崎村（東八代郡石和町）について、享和二年（一八〇二）から文久元年（一八一六）までの六〇年間を分析している（表18）。I・II・IIIを合わせたものを核家族とするならば、この比率は、大垣外には及ばない。にしても四九%、つまり半分程度は、この類型に当たることになる（2）。山梨県下の二例に過ぎないけれども、家族周期の点は別として、一時点の断層把握では、直系家族の比率は、そう高くないわけである。

(1) 喜多野清一「江戸中期甲州山村の家族構成」（喜多野・岡田篇「家―その構造分析」―所収）。

(2) 小丘陵「家族形態の周期的変化」（同右、所収）。

もとに戻そう。財産分与の問題である。巨視的にとらえられるのは、まず鹿児島ということになる。それで梶井功によって、その実態を示すことにしたい（1）。資料となったのは、昭和三十五年、自作地無償移動の内容である（「農地年報」）。表19のように、この無償移動では、全国的には農業経営継承推定人への贈与が半分以上（五四%）を占める。いうまでもなく、相続税のがれの生前贈与である。昭和二十八年の相続税の改正で、合算累積制がなくなった。しかも贈与税には、一〇万円の基礎控除がついている。

図5 出 水 市 T 家 の 場 合

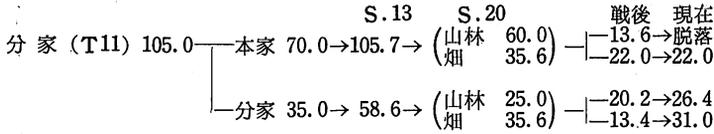


だから一〇万円未満で、少しずつ子どもに財産を移せば、相続税も贈与税もかからない。合法的な脱法行為といえる。ところが鹿児島県では、この傾向が大いにちがう。ここでは分家に向けられた贈与が、六割近くに当たっている。推定人への贈与は、三四%にすぎない。だから傾向としては、全国のそれとまったく逆ということになる。事実、農林省の「農業調結果概要」を見ても、昭和三十七年度、県下の新設農家は、その七四%が分家にもとづいている。具体的な例を挙げてみよう。

(1) 梶井功「鹿児島農村における相続慣行と農民層分解」(西日本農業構造研究資料 第3号)。

出水市山下部落のT氏は、父の一町六反五畝を、自分が一町、弟が六反五畝と分けて、スタートした(図5)。そして昭和十七年、この一町を一町九反までに増反する。しかしこの年、長男が独立したので、これに八反を分けてやった。次男は、戦死していない。三男は、昭和二十三年、弟の養子となったが、これには二反を分与する。四男は、鉄道員であったが、二十五年結婚する。これは「田は要らない」というので、代わりに三〇万円をやった。三十年、五男は養子に、六男は結婚・独立するが、これにもそれぞれ二反を与えている。こ

図6 知覧町 I 家の場合



の五男・六男も、鉄道員である。三十八年、七男が独立する。農家としてやっていくと言うので、これには七反をやった。八男は、中越パルプ（川内市）に勤めているが、これはまだ未婚なので、財産分けはしていない。なお四男に与えた三〇万円は、田一反、畑一反、計二反の評価だという。T氏が五人の子どもに分けてやった耕地は、計二町一反に当たる。そしてなお四反四畝を経営している。親から貰ったのは、一町であったが、これを十七年までに、一町九反にふやした。しかもその後、六反四畝を買ったことになる。それではながめた場合、分与はするが、かならずしも均分ではない。農業で生活しようとする子どもには、やはり多くが与えられている。けれども帰農しそうな者にも、若干の農地を与えているし、養子に出た者にも、これを分けている点が注目されるわけである(1)。もう一つの例を挙げよう。I家は、知覧町（川辺郡）の士族で、分家時（大正十一年）、一〇町五反を保有していた(図6)。が、年次は判明しないけれども、分家を出し、これに三町五反を分けた。七町を残した本家は、昭和十三年には、一〇町五反と耕地をふやし、分家も三町五反を五町八反とすることになる。ところが本家は、戦後、分家を出して、これに一町三反を与える。分家のほうも、又分家を出して、これに三町一反を分けてやることになる(2)。

(1) 梶井功前掲論文。(2) 宮田育郎「畑作農業の展開と農民層の動向―鹿児島県川辺郡知覧町―」(日本産業構造研究所「農地改革によって生じた農村の社会的経済的変化とその現状に関する調査研究II」)。なおここではあえて挙げなかったが、鹿児島農家の構造変化と相続慣行との関係については、

川口諦「鹿児島農家の家族形態と土地所有」(村落社会研究第一集、のちに「鹿児島農業の諸問題」所収)参照。

このように鹿児島農家の動態は、まことに奇妙である。すなわち分封にもなつて一代にわたつて集めた土地が再分配される。世代の交替とともに現われる、腰折れの姿である。鹿児島だけではない。およそ不定相続、財産分与をと

表20 平均経営反別

		水田	畑	計
全九州 福佐長熊大宮鹿 児島	国	4.8	3.9	8.8
	州	3.9	3.0	6.9
	福	5.9	1.3	7.2
	佐	6.2	1.6	7.8
	長	2.6	3.8	6.4
	熊	4.2	3.8	8.0
	大	4.0	2.2	6.2
	宮	4.1	3.8	7.9
	鹿 児島	2.2	3.5	5.7

表21 粗収入

		粗生産額 (千円)
全九州 福佐長熊大宮鹿 児島	国	304
	州	295
	福	342
	佐	225
	長	267
	熊	236
	大	238
	宮	189
	鹿 児島	189

もなうところでは、共通に見られる特徴としてよいであろう。ではなぜこのような分封がおこなわれるのであろうか。さきの知覧の士族I家のようなのは、土地所有の点では、むしろ例外に属している。表20のように、一戸当たりの平均規模からすれば、鹿児島は、九州各県の最低で、

五反七畝という零細経営(1)。しかも前述のように、水田率もきわめて低い。一戸当たりの粗生産額にしても、全国平均では三〇万円、佐賀県などは三四万円に達しているのに、鹿児島県は一九万円弱という劣勢である(2)。農家の「細胞分裂」は、しょせん貧困の再生産にすぎない。そういった印象を受ける。豊かなために分けるのではない。貧困にもかかわらず、なお分封がおこなわれる。この不合理は、どのように説明されるであろうか。思えば伝統的な日本の家族制度は、儒教倫理と武家社会の論理とに支えられて、「人間的」な不合理を結果した。反ヒューマニズムの姿勢である。ところが不定相続地帯では、いま言ったような「経済的」な不合理というものが考えられてくるわけで

ある。

- (1) 生産性九州地方本部「九州経済の現状と問題点」からの転記。
 (2) 長崎県総合農業センター「長崎県農業の地域分析―数値表―」からの転記。

さきに見たように、石黒はこれを生産力の構造から解きほぐそうとした。いわゆる中農標準化の残存である。とすれば、これは経済の論理である。また後段では、畑作経営には、かならずしも過去労働の蓄積を必要としない。現在労働のほう、はるかに重要であるという。とすれば、これもまた経済の論理といえる。ところでこの石黒も、畑作経営と対比させた水田経営では、「社会的」な次元を持ち込んでくる。過去労働の蓄積を可能にさせた条件である。本分家関係がこれである。それでこうみていくと、畑作村では、かならずしも本分家の関係を要しない。そういうことになるかと思う。適当な資料ではないけれども、表22を見られたい。昭和三十年、農林省は「農業集落調査」を実施した。全国の農業集落から、五分の一の抽出比で、三万未満の集落が選び出された。そしてその一項目で「ゆい・手間替・共同作業および手伝いの慣行」を

表22 共同慣行の様態（集落数）

		I 行組 実合 中心	II 家・ 親方 中心	III 個人 同志	計	(参考)
						水田率
全	国	11.8	11.2	77.0	100	55.8
東	北	6.1	14.8	80.1	100	62.8
九	州	14.6	14.8	70.6	100	54.6
	福	15.1	24.1	60.8	100	80.1
	佐	18.1	17.7	64.2	100	76.4
	長	17.0	14.6	68.4	100	39.5
	熊	21.7	14.3	64.0	100	53.6
	大	18.3	10.8	70.9	100	63.4
	宮	10.8	7.9	81.3	100	50.4
	鹿	3.8	13.2	83.0	100	34.6

訊いている。様態は、I、実行組合が中心、II、本家・親方が中心、III、個人同志に大別されている。ダブル・チェック、つまり一集落で二ないし三の様態も報告されている。が、本表によるかぎり、「本家・親方」という様態で、

東北と九州との差を見出すことはできない。一四・八%と、まったく同率である。しかし九州各県に分けてみると、そこではかなりの落差が現われる。目だつのは、福岡(二四%)・佐賀(一七%)の比較的高率と、宮崎(七%)の比較的低率とであろう。さてこれらと水田率とを対照すると、福岡・佐賀の両県は、これが並行する。また宮崎の並行もうなずかれる。けれども「本家・親方」に関するかぎり、問題の鹿児島(一三%)は、九州の平均をやや下廻る程度にとどまる。また長崎(二四%)は、ほとんど九州平均と一致してくる(下)。

(一) 農林省「昭和三十年臨時農業基本調査第四卷農業集落調査結果」。

このように共同慣行という面からすると、一部は水田経営＝本家・親方の結びつきを説明している。しかし全体としてみれば、この資料は、われわれの問題意図に対して、かならずしも説得的ではない。特に東北と九州の地域差は、きわめてあいまいだといえる。ところが別の資料は、これまた十分なものではないけれども、こうした地域差のおおまかなところを示している。東大・文化人類学研究室は、北海道を除く、全国八万四千の大字から、三、八八六を抽出。さらにこのなかから、市街地化した一、二九三を除外して、残りの二、五七三の大字にアンケート用紙を配った。そして一九六二年末、一、一一三票をえた(回収率四三%)。調査内容は、多方面にわたっているけれども、このうち家族生活についての結果を摘記すると、次のようである。なお本調査では、明治中期を想起して、当時の状況を訊いている。回顧調査というべきであろうか。

(カッコ内は、選択肢の数)。

I、相統と継承

- 1、継承者(四) 長男八九%
- 2、財産相続(二) 単独九〇%
- 3、継承の時期(二) 死後六一%

II、隠居制

- 1、有無(二) あり八八%
- 2、居住(二) 同棟四八%
- 3、財産(二) あり六二%
- 4、伴出者(二) あり六六%

すなわち全国的には、長子単独が圧倒的であり、これは、いままで挙げてきた数字とも一致してくる。しかしあとをとる時期ということになると、これは死後とはかぎらない。このことは、当然、IIの隠居制と関連してくるわけで、事実、隠居制のあったことを報告した大字は、八八%に達している。次に調査諸項目のあいだの相関についてである。特に家関係との結びつきについてみると、表23のようになる。これによると、財産の(長子)単独相続は、マキと強く相関し、イットウとは弱い逆相関を示す。姉家督は、マキと強い相関、イツケとイットウとは強い逆相関をあらわしている。それでは問題の「末子あるいは選定相続」は、どうかというと、これは、単独相続や姉家督とは大きく変わってくる。すなわちここでは、イツケやイットウとは強い相関を示すけれども、マキとはまったく関係がない。また本分家の超世代的な継統とも無関係である。しかし分家間の序列とは、幾分の相関が現われる。そこで日本を東西、

表23 家関係諸項目の相関

	本分家の 超世的 関係	関世 統連	本分家の 間に あり	分家 間に あり	マ キ	イツケ	イツトウ
財産単独	○		○	○	++	○	-
姉家督	+		○	○	++	--	--
末子あるいは選定相続	--		-	+	--	+	+
同棟隠居	+		○	○	○	○	○
別棟隠居	○		+	○	○	○	○

相続形態の試論的分析

あるいは東北日本と西南日本とに分けた場合、どんな特徴が示されるか。西日本および西南日本に多く見られる現象としては、次のようなのが挙げられている。

I、西日本

- 1、末子・選定相続 三%
- 2、本分家関係永続しない 二九%
- 3、イツケ 三六%
- 4、嫁盗みあり 一七%
- 5、父方・母方の座席区別なし 三七%

II、西南日本

- 1、本分家序列なし 一二%
- 2、分家間序列なし 二四%
- 3、イツトウ 二二%
- 4、分割相続 九%
- 5、次三男分家多い 四三%
- 6、分家経済的に独立可能 七六%

要するにこの回顧調査によるかぎり、西日本あるいは西南日本では、本分家の

ハイラルキーはあまりやかましくない。またその関係も、あまり永続しがしない。分家が比較的容易に出されるとともに、この分家は経済的にも独立性が強い。それからイツケやイツトウとの相関の点からしても、末子や選定相続がとりわけ西日本・西南日本の現象であることが推察される(1)。畑作との関連は示されていないけれども、石黒の発言は、ある程度、これが裏づけられるわけである(2)。

(1) 長島信弘「日本文化の地域的差異(4)」(九学連合「人類科学」16)。

(2) 福武直のいう「同族結合」Ⅱ東北型、「講組結合」Ⅱ西南型は、あえて持出すまでもないだろう。

十一

ところでわれわれは、まだ提起した問題に、回答を与えていない。なるほど畑作村とはいえないまでも、一部の資料では、西日本あるいは西南日本では、本分家関係の永続性も序列も、あまり保証されているようには見えない。ではなぜこの保証がえられないのであろうか。この点で示唆的なのは、さきに挙げた大石慎三郎の発言であろう。すなわち大石は、耕地の開発が頭打ちになるにともなって、戸が制限される。とともに、本百姓の株化・家格化が進行した、と述べている。実際に分家を出さないのではない。けれどもそれは、本家と同格の家ではない。かえってこの経済的な格差にもとづいた家連合が、生産の条件となってくる。いわゆる同族団である。これを農民層の分解として捉えることもできるであろうが、社会的には権力構造あるいは *prestige scale* の形成と見ることも可能であろう。ところであらゆる *ranking order* は、いつも一定の母集団を必要としてくる。家格にしろ、株にしろ、あるいは

power, prestige にしても、それは一定の母集団において、その効用や社会的な意味を持つてくる。そしてわれわれは、この母集団をなによりもムラ部落として考えたい。とすれば、これをわれわれの問題に置換えると、次のようになろう。すなわち不定相続地帯では、ムラの形成が不熟に終わっている。もしこの地帯が畑作村と地域的に重なりあうことが多いとすれば、畑作村はムラの形成力において相対的に微弱である。こういうことになると思う。もちろんこうした発言には、おそらく多大の留保が必要であろう。が、一部では首肯されないものでもない。およそ地主制は、水田地帯に濃厚に見られる。都市化の影響を別にすれば、こうした分布図は、全国的にも画くことができるし、また地元の九州でも同じである。九州の穀倉地帯は、佐賀・筑後・八代の三平野に展開している。このうち佐賀は、藩権力で農民層の分解を禁止したので、これは例外としてよい。そしていわゆる百町地主は、筑後と八代にだけ、これを見ることができるといえる。土地生産性の高さが、これを資本化することを可能にさせたともいえる。

むしろ地主制は、ムラ成立の本質的な要件ではない。けれどもこれが本百姓層と癒着することによって、典型的なムラ支配の体制が完成する。これには、おそらく異論はないであろう。それでもしこのようであるとすれば、いわゆる不定相続地帯では、こうしたムラ形成の諸要因を欠いている。あるいはこれを阻害する諸要因が加わっている。これらのことが裏づけられなくてはならない。極端な例にちがいないけれども、最大の不定相続地帯、鹿児島について、巨視的にこの点を考えてみたい。

もともと鹿児島農村とそこでの相続慣行と対応関係については、すでに石黒や川口の指摘があった。けれどもわれわれの視点から、本県での問題点を整理すると、これはおよそ次のようになろう。はじめに農政の方向である。いう

までもなく門割制の問題であるが、その起源については、すでにわれわれの能力を越える。またその実態に関しても、地域差が見られるようであるが⁽¹⁾、要するに単位労働力(要夫)に応じて、耕地が割当てられる。ここでは一片の土地も、農民の私有を許さない。「封建制の極北」といわれるゆえんである。耕地が単位労働力に割当てられる以上、そこではイエはおろか、世帯でさえも分割可能の経済体制をなしている。この点は、さきに挙げたとおりである。そして耕地と労働力とのアンバランスを調整するために、いわゆる門移しや人送りが強制的におこなわれる。人口の自然増や自然減がこの措置を進めたともいえる。が、他方では、広大な未耕地を抱えていたことも、見のがせないであろう。一般に薩摩を「狭郷型」とするのに対して、大隅・日向を「寛郷型」と呼んでいる。藩政期からあとの二国には、広い未耕地が展開していた。そして事実、これらの土地に対して、強制的な人口移動を開始している。鹿児島県は、一般にシラス地帯、ボラ地帯なので、耐水性が低い。それで水田には向かない。反面、急峻な高地は少なく、台地が展がっている。すなわち古期岩層から成る六〇〇—八〇〇米の山系が骨格をなしている。そしてこの山麓を蔽って、シラス台地・シラス丘陵地が発達して、地形は、きわめて単調である。河川は、これらの丘陵地に発して、各斜面を流れる。が、川内川(一〇二キロ米)を除けば、いずれも四〇キロ米以下の短流にすぎない。したがって平地にしても、二、三の河川の河口にややまとまってあるにとどまる。他は河川に沿って、珠数状に分散しているだけのことである⁽²⁾。

(1) 「鹿児島県農地改革史」、「鹿児島県史」第四卷・原口虎雄「門割制」(「世界歴史辞典」二〇巻)。

小野重朗「門と地域共同体」(「社会と伝承」九ノ三)、宮下満郎「宮之城郷の門と名子と要夫」(「社会と伝承」七ノ二)。

高倉又二「門の構造についての一考察—薩藩日州諸県郡浦之名村の場合—」〔社会学研究〕二九号。

(2) 鹿児島県「県政のしおり」一九六〇年版。

こうした地理的条件のために、経営の主軸は、畑作にならざるをえない。イモを表作にして、裏作にムギとナタネとを配する。しかし問題は、この畑作にあるといえる。畑作への山林・原野の利用である。本県の林野率(六三%)は、全国平均(六九%)とくらべては、かえって低い。が、五八四千町のうち、民有林が三五八千町(六一%) (全国平均六七%)を占める。いずれも数字のうえからすると、全国的な傾向と、あまり変わりがない。けれどもその利用形態となると、かなりの差異が推察されてくる。かつては馬産地であったので、牧野としてもこれが利用された。が、ここでは同時に、畑地としての利用が注目されるであろう。焼畑に象徴されるような粗放農業、不熟畑としての利用である。全県的な資料は、いま手許に欠くので、とりあえず局地的な数字を挙げることにしたい(註)。表24は、鹿児島県始良郡霧島村の大正十四年、昭和三十年両年次における地目構成を示す。霧島神宮の所在地で、県内では高冷地に属している。表に見るように、この三〇年のあいだに、耕地は六・二%減少している。田も一・三%の減であるが、畑は五・六%も減っている。反対に山林原野は、八・七%の増を示す。とりわけ私有林の一・七%の増が大きい。山林が畑に転換するというなら、はなしがわかる。ここではその逆である。しかもこの村の場合、一%は八二町に当たすることに留意すべきであろう。すなわち耕地は五〇〇町を減じ、山林原野は七〇〇町以上増加したことになる。ただ霧島村は、明治三十年、東襲山村として発足、昭和十年、霧島村と改めた。ところが二十二年、大字重久の一部を清水村(現在国分市)に割き、さらに二十五年、大字松永を日当山村(現在隼人町)に分割した。また重久の

表24 霧島村（鹿児島県）地目構成

		耕地			山林原野				計	その他	総計	
		田	畑	小計	採草 放牧	山林						
						国有	公有	私有				小計
昭30	実数(町) %	313 3.8	435 5.3	748 9.2	597 7.2	2,212 26.7	125 1.5	3,921 47.4	6,258 75.7	6,855 82.9	667 8.1	8,271 100
大14	%	5.1	10.9	16.0	8.1	26.1	4.5	35.7	66.2	74.2	9.8	100

表25 土地利用の推移（川辺郡知覧町）—単位町—

	田		畑		林		野	畑のうち 切替 畑	1戸当 り経営 面積
	面積	対前期 増減	面積	対前期 増減	面積	対前期 増減			
明15	382.6	—	4,609.8	—	2,362.0	—	971.4	1.7	
明44	475.1	+92.5	5,365.3	+755.5	1,805.0	-557.0	544.7	1.8	
大5	472.1	-3.0	5,373.5	+8.2	1,797.2	-7.8	476.2	1.8	
大11	519.8	+47.7	5,336.5	-37.0	1,990.0	+192.8	—	1.7	
昭1	526.6	+6.8	5,319.6	-16.9	2,000.7	+9.3	280.0	1.7	
昭5	541.5	+14.9	3,461.2	-1,858.4	3,844.2	+1,843.5	—	1.2	
昭15	531.2	-10.3	3,278.6	-182.6	4,036.8	+192.6	—	1.1	
昭25	474.5	-56.7	2,686.9	-591.7	—	—	—	0.7	
昭35	46.72	-7.3	2,659.4	-27.5	5,068.0	—	14.8	0.7	

一部を東襲山村として独立させ、松永の一部を日当山村に編入している。行政地図の塗りがえがあるので、以上の数字は、かりに保留するとしても、表25は、あきらかに同じような地目の流動化を示している。

(一)九州大学農学部農業経済学教室「牧野をめぐる農村の社会経済構造」。

本表は、明治十五年から昭和三十五年に至る、川辺郡知覧町の土地利用の推移を示している(一)。これによると、明治十五年から四十四年に至る三〇年間に、耕地は約八五〇町増加し、反対に林野は五五八町減少する。調査者・花田育郎によると、「これは、明治十七年ごろから四十年の約二〇年間に、戸数約三〇〇戸、人口約三、〇〇〇人の増によるもの」と考えられている。す

なわち林野の耕地化である。そして田は、昭和の初めまで増加するけれども、その後は、微弱ながら減少する。畑は、大正の初めまで増加するが、以後急激に減少する。逆に林野は、大正の初めまで増加するけれども、それからあとは急速に増加している。特に昭和元年—昭和五年の一、八四三町の増がいちじるしい。これは、さきとは反対に、耕地の林野化にはかならない。一戸当たりの経営規模も、一町七反から一町二反へと縮小する。昭和四年、新方式を採用した農業調査令による結果ではあるけれども、いうまでもなく、実際の林野化を反映している。内訳としては、切替畑の約一、〇〇〇町、劣等地の約一、〇〇〇町がそれである。

(一) 前掲、花田育郎「畑作農業の展開と農民層の動向」。

われわれは、薩藩の土地制度については、ほとんど知るところがない。ただあえて推測すれば、農民の収益できる土地は、門地以外にもあったのではないか。実際には、前述のような、畑とも林野ともつかない土地のことである。士族の支配下にある浮免地や仕明地は別としても、少なくとも名称のうえからは、農民の利用できる土地は、事実、門地以外にもあった。溝下地・部一山などがそれである。これらは、小野武夫によると、次のように説明される(一)。

溝下地

農民新開ノ土地ニシテ、未ダ検地ヲ經ザル土地ヲ云フ。毎日(?)係役人検注シテ高地ニ編入ス。之ヲ

仮検地又ハ高竿ト称ス(鹿兒島稟議)。

部一山

農民ガ藩庁ノ許可ヲ得テ山林ヲ仕立テ、成林ノ後、立木ヲ三分シ、三分ノ一ヲ仕立人タル農民ヲシテ採

集セシメ、三分ノ二ヲ藩庫ニ納入ス。部一山トハ、三分ノ一ヲ農民採ル故、名ケタルモノナリ(鹿兒島

稟議)。

またこのような農民個人の使用・収益地とは別に、共力山のような共有地もあった。

共力山

農民共有林ノ謂ニシテ、一村又ハ一門内ノ土地ヲ選ビ、農民協力シテ労資ヲ投ジ、樹木ヲ仕立テ、其地ノ農民ノ家作又ハ船、其ノ他ノ工作ニ使用ス。此ノ共力山ノ材木ヲ伐採スルニ当リテハ、各僅少ノ料金ヲ徴収シ、苗木ノ植付及ビ下草刈等ノ費用ニ充ツ（地租改正別纂）。

岩片磯雄らによると、薩藩の門は、普通、一戸ないし三、四戸から成る。最高にしても、八戸程度の小団体であった。門高は、二〇石ないし四〇石を普通とする。なお要夫の員数と門高とのあいだには、相関関係はないという⁽²⁾。前述のように、地方差は見受けられるようであるが、もし平均して以上のものであったとすれば、これはさして貧農ではない。けれども米は、租税対象として、全部が召上げられる。四公六民の比率も、たちまち空文化して、実際には七公三民が強行された。水田には、なにも施肥しなかったのも、このためであった。畑の輪作は、イモ―大豆（租税の対象）で、ソバは切替畑（三―四年が普通）に作られた。門高だけで生きていけるはずがない。以上のようなわば生産上のクッションというものを考えても、あながち不当ではないであろう⁽³⁾。

(1) 農商務省農務局編纂「旧鹿児島藩ノ門割制度」（小野武夫稿）。

(2) 岩片磯雄・山田竜雄「鹿児島農史―雄藩農業の実態」（農業発達史調査会編「日本農業発達史Ⅱ」）。

(3) 桜井豊「後進地域における商業的農業展開の特異性」（鹿児島県「鹿児島農業の構造」）。

一寸の土地まで書上げられ、また私有・共有の別が判然としている一般の水田村とくらべて、鹿児島農民の生活基盤となる土地は、まことにすつきりしない。ところですつきりしないのは、土地関係だけではない。ムラの支配体制、自治体としてのムラの性格は、いうまでもない。実はこうした社会構成の基礎をなす、ムラの戸口も判然としないの

である。要するに、さきにも述べたように、ムラとしての形成力が微弱であったことが推測されてくる。一般に鹿児島社会の研究では、地域社会の識別がきわめて困難だ、といわれている。それは、畑作村に多く見られる、集落としてのまとまりがないことだけではない。最大の難点は、門割制と外城制とにある、といえるだろう。門割制のもとでは、一人の名頭と何人かの名子とがいて、それぞれは家部（世帯）を卒いている。そしてこれらの人びとによって門が構成される。門についての一般的な理解は、このようである。けれども家部は、かならず世帯であるとはかぎらない。たとえば折小野門（薩摩郡山崎郷二瀬）は、享保六年（一七二一年）、名頭だけで、名子は現われない。しかし

表26 折小野門の家部

名	頭	善之	亟	23
名	子	与右	門	24
名	子	作之	亟	18
名	子	伝右	門	3
名	子	多	助	23
計				91

門の成員は三八人。人移して一三人は減るが、それでも二五が数えられる。名頭の家屋敷は一反二畝。これでは、とても二五人が同居していたとは考えられない。ところが安政六年（一八五九年）には、これが表26のように、五家部九一人の門となってくる。一家部の員数からして、これが世帯でないことは、享保の場合と同じである（し）。しょせん門は、徴税のための税制上の単位であって、これを戸や世帯に比定することは、できそうもない。したがってかつては、戸と世帯員数の確定もできなかったといえる。それだけではない。ムラの成員を農民だけに割切ってしまうえば、それまでであろう。しかし実際には、外城、つまり郷士のフモト（府元Ⅱ麓）が混在している。そうした場合、ムラはこうした郷士まで含むものとして捉えるべきであろうか。ただ郷士は郷士として、その算定は、ある程度まで可能である。けれどもこれら郷士の下作・下人たちは、絶対に押さえられない。

(1) 小野重朗「門の家と同族集団―鹿児島薩摩郡宮之城村三瀬の折小野―」(「社会と伝承」九ノ四)。

けれども問題は、なお残る。なるほど郷士たちは、いわゆる府元部落を形成して、特別の事情のある場合だけ、「百姓ノ部落ニ居ヲ移シ、百姓ト相互シテ農耕ニ従」つたであろう。そして府元部落には、囃(あつかや)・横目、組頭の三役があり、また農民部落(在)には庄屋・名頭がおり、別に五人与(組)もつくられていたという。とすれば、一応、自治体の態をなしているようにも見える。けれども郷士から出る横目は、郷村の巡察・監視を任務としていたし、また郡見廻は、「郷村ノ吏員」とされているけれども、「絶エズ農村ヲ巡視シテ、農民ヲ監察スル役目ト農民ノ指導トヲ兼ネタル役」とされている(2)。その実態は不明としても、もしこれらの役職が実際に機能していたとするならば、農村の自治は、そのためにチェックされる。いいかえると、ムラの形成は、それだけ弱いことになるわけである。

(1) 前掲、「旧鹿児島藩ノ門割制度」。

紙数の関係があるので、さきを急ぐことにしたい。要するに鹿児島では、ムラの性格・輪廓とも、あまりはつきりしない。これまで述べてきたことは、多少でもそうした印象を高めることになったと思う。地域共同体としてのムラは、ここでは確かに影がうすい。そのためにかえって、門が前面に押し出されることになった(3)。そのように理解することも、できるだろう。なるほど門にしても、名頭家部と名子家部とが、門屋敷のなかで隣接して住んでいれば、これは、小字に似た地域社会ということができない。けれどもそうとはかぎらない。小野重朗は、門の居住形態について、三つのものを区別している。ひとつは、いま言った門屋敷内での集居形態である。相当広い屋敷地のなかに、同門

表27 実行組合と部落の範囲

	組合 行とが 一致 集合は	2つの 組が 一致 集合	以て 実合 する	組合 行とが 別 集合	組合 行とが 別 集合	計
九州	77.8	20.6	1.6	100		100
福岡	74.5	24.3	1.2	100		100
佐賀	55.5	43.5	1.0	100		100
長崎	85.9	12.9	1.2	100		100
熊本	77.7	21.0	1.3	100		100
大分	58.3	40.1	2.0	100		100
宮崎	74.9	23.7	1.4	100		100
鹿児島	68.2	30.7	1.1	100		100
鹿兒島	95.1	4.0	0.9	100		100

の民家が立地する。外には屋根山と垣とがあり、木戸は共有の一つだけ。家と家とのあいだには、垣はない。庭は共同で使用する。第二は名頭と名子とが、それぞれ別の屋敷をかまえる。しかし同じ部落のごく近くに住んでいる。第三は、名頭家だけが条件のいい場所に集まっていて、名子屋敷は、少し離れた別の場所に散在している(2)。小野によると、このうち第二の形態がもっとも多いといい、またかれは第一↓第二↓第三という時代的な推移も示唆している。が、門が本来的に徴税のための組織であるなら、近隣関係は、かならずしもそのための必須条件ではない。また親族共同体である必要もない。それだけではない。門の編成替えや人移しは、門を機能集団というよりは、いよいよもって納税上の単位に変えていったことも想像されてくる。とすれば、たとえムラが存在したとしても、その構成ユニットを門と見なすこともできない。それは、おそらく個々の世帯ということになろう。ここでさきの表22は、多少でも参考になるかと思う。なるほど本表では、鹿児島県の共同慣行の内訳で、本家・親方の相対的な高まりが(一三・二%)指摘された。にもかかわらず、異例は「実行組合中心」(三三・八%)のいちじるしい低率と、「個人同志」(八三・〇%)のいちじるしい高率とであろう。おそらくいづれも、全国最低と全国最高と思われる。実行組合の範囲は、ここではほとんど「部落」のそれと合致してくる(表27)(3)。しかもこの合致率(九五・一%)も、おそらく全国最高の数字であろう(全国七七・八%、九州七五・五%)。経営内容の点も勘案する必要があろう。が、農家の独立性の相対的な高さと、これとはうらは

表28 3町歩以上地主の動き
単位 100戸

	大1	大8	昭4	昭11	昭11/ 大1
全 国	1,416	1,342	975	901	64
九 州	262.7	238.7	157.9	140.5	53
鹿兒島	96.9	92.8	51.3	38.7	40

らに、こうした農家の集合としてのムラの稀薄が示唆されるわけである。

- (1) 吉田正広「鹿兒島県農民組織史」。
- (2) 小野重朗「門と地域共同体」〔社会と伝承〕九ノ三三。
- (3) 前掲、「農業集落調査」からの作表。

ムラといえ、鹿兒島農村は、畑作を主としている。したがってここでは、稲作には不可欠な「水」の共同体的規制も、さして大きな比重を占めない。いやさきにも述べたように、米は全部徴収されるので、一切の施肥を放棄した。水利灌漑のこんにちの遅れを、この点から説明する向きさえある。水規制どころではない。水規制にさきだつ、水の

回避ともいえる。さらに良かれ悪しかれ、ムラの形成で、重要な一翼を担う地主制も、ここでは成立の余地がほとんどない。農民の土地所有を認めない門割制のもとで、地主制どころか、地主のできようはずがない。わずかに準地主的な存在として、在郷の武士団、つまり外城の郷士たちがいたにすぎない。なるほど地券交付後は、郷士・農民とも土地が私有が認められて、以来、所有権の移動が開始される。大勢は、士族側の土地集積が目だつようであるが、もともと地主制の基盤は、そう深くない。試ろみに大正元年から昭和十一年に至る、三町歩以上の所有農家、これをかりに地主層と押さえると、その動きは、表28のようになる。特に大正元年と昭和十一年とを対比すると、全国的に中農標準化の方向で、この層の後退が認められる。が、そのなかでも鹿兒島県の凋落がげしい。すなわち全国では、昭和十一年現在、なお六四%の三町以上層が認められる。九州では、これが五三%

であるが、鹿児島県だけを探ると、四〇%ということになる(1)。四分の一世紀のあいだに、半分以上に減少したことになる。

(1) 「地方史研究必携」(岩波全書)からの作表。

論点はやや飛ぶけれども、ムラの象徴あるいは精神的な結合のカナメとして、一般に神社の存在が挙げられる。ところが鹿児島の場合、どうであろうか。局地的な資料にすぎないけれども、神社は、産土神というよりは、門の神(ウツガンサー)といった感じが強い。たとえばさきにも挙げた知覧町は、下郡にある豊玉姫神社を旧郷社とし、別に旧村宗社が六社数えられる。しかし元祿のころには、二二社が数えられたが、これが宝暦時には、郷宗社と府元の諏訪社以下三社を除いて、他の一八社は、門の神としてまつられている。府元は府元として、またウジガミを持つた(2)。また加世田市益山には、八幡社と諏訪社とがある。しかし前者の祭は、いわば門屋敷のそれぞれの祭を集めたような形をとっている。諏訪社の祭は、報告者によると、部落的になっているというが、なお門がユニットといった性格が見られる。たとえばその呼びものの太鼓踊りは、益山全体のニセ組で踊られる。けれども大太鼓四八丁は、門屋敷の乙名たちがそれぞれ一丁ずつをつくり、修理・保管する。なお頭屋は、四八門の乙名だけの組織である。門を単位とした宮座とも見られる。さらに仏教禁止が、神社に代わる精神的な核さえ奪った点も、注目されるわけである。

(1) 宮下満郎「知覧の門とウチガミ」(「社会と伝承」四ノ四)。小野重朗「部落神の祭と門」(「社会と伝承」九ノ一)。

要するに地域差はあるにしても、鹿児島郡の部落は、ムラとしての性格がとぼした。したがってここでは、まえに大石が述べたような、戸の制限、引いては本百姓の家格化・株化も進行しない。そういう地域社会の体制にあったといえるであろう。ここでは分地制限令の必要はない。もし制限したとすれば、間引きその他による、自主的な制限であったろう。ところでわれわれにとっては、一事例にすぎないはずの鹿児島について、あまり紙数をとりすぎたようである。事実、不定相続は、鹿児島だけの特殊現象ではない。それで以下、われわれが調べた長崎県北部と天草との二地点について、気づいたところを付記しておきたい。ただこれらに關しては、すでにわれわれのモノグラフが用意されている。それでここでは、前節との關連からして、ムラ体制だけに言及することにした。

まずわれわれは、北松浦郡田平町のカトリック農家に、不定相続の慣行を見出した。一般に平戸口と呼ばれ、平戸島に渡る地点である。現在、三〇〇余戸のカトリック教徒がいるが、ただかれらは、もとのからの住民ではない。明治の中ごろから大正にかけて、黒崎（西彼杵郡）・黒島（佐世保市）・五島などから移ってきた。そしてそれが自然増殖によって、三〇〇余戸になったわけである。ただかれらは、かれらだけの部落をつくったのではない。すでにできている部落へと入りこんだ。部落としては、仏教徒とカトリック教徒の混在である。一般にムラは、クローズド・システムをなすから、異教徒の入りこむのは、ほとんどないといつてよい。ところがここでは、それが可能となった。それはなぜか。ここで旧藩時代の土地制度が登場してくる。松浦藩は、中世大名なので、薩藩・対馬藩と同じように、

兵農分離が徹底していなかった。特に蔵入地のほかに、家臣の知行地が大巾に認められていた。いや土地台帳（田畑清帳）には、武士の知行地が百姓のそれと並んで、記されている。地券交付後、これらの多くは、武士の所有地として認められるようになる。カトリック教徒は、これらの土地を士族から買って入植した。地元の農民として、これが拒否できなかったわけである。入植しても、水田はすでに仏教徒が先占している。カトリック教徒たちは、荒地を拓いて、イモとムギとを植えつける。またそのような荒蕪地がひろく展開していたわけである。具体的な過程は、省略するけれども、一見して奇妙なのは、鹿兒島と同様、部落の姿だといえる。ここでは部落の境界がいまでも確定されていない。点としての部落はあっても、面積としてのそれはない。社会的にも、部落内での両教徒の異和感は、解消されるはずがない。加えてカトリック教徒は、教会や保育園などを通じて、部落を越えた結びつきを持つようになる。畑作が主なので、水利施設の必要はあまりない。いや迫田・棚田が大部分なので、天水田が多い。いわゆる「水草」とをとりまく共同体的な規制も、微弱にとどまらざるをえない。ただわれわれがここで指摘したいのは、さきにも触れた、旧藩時代の土地制度のことである。実は松浦藩にも、門割制があった。その実態はあきらかでないけれども、ただここでは、門割とともに、農民の土地所有も認められていた。薩藩と異なる点である。寛政七年、松浦静山が制定した「郡方仕置書」から平戸松浦藩の割地の部分を摘記すると、次のようになる（一）。

一、田畑之儀は、惣而作人を極、永代不変様ニ致候得は、紛敷儀も無之、手入等致候義も、心懸能作人程行届、土地も次第ニ宜敷相成道理ニ候得共、所ニ依り、村ニ依り候而は、平等ニ不相成、又は子共数多有之、竈を分ヶ候節、又ハ無跡者等有之、田畑割付配当致候節之差障ニも可相成ニ就、右様之所は、三年に一度、五年に一度宛、

一 免限、代官・庄屋・切頭、其外所之老人、作方功者之者、寄合檢議之上、平等ニ割直シ、振竈を以作付相極、少も依怙鼻員不仕様可申付事。

これによると、門割の単位も、薩藩とちがつて、ここでは世帯であるらしい。実態はともかくとして、「子どもがあまたあつて、これがカマドを分けたときは云々」とあるからには、戸の制限とは、まったく反対である。いやかえつて分家を奨励したふしさえも見られる。

一、百姓之子共・兄弟多、一家ニ居候者ハ、其人数応し、田畑割増可相渡事。

平均して水田三、四反が割地の高であつたというが、世帯員の多い家には、プラス・アルファがつけられた。それだけでなく、分家する者には、建築資材さえ渡されている。

一、百姓家古ク相成建替候敷、又者火災・風破・水損等有之、又は子共余計有之、新規ニ家作候節は、竹木共ニ、其最寄之山より可相渡ニ就、子細委ク書付ヲ以可申達事。

(1) 平戸藩「郡方仕置帳」(「長崎県史」史料篇第二)。

(2) 平戸藩史考編纂会「平戸藩史考」前篇、平戸藩政史。

こうした分家奨励策の背後には、薩藩と同じように、土地と人口とのアンバランスがあつたと推察される。まず人口増加がすすめられる。

一、前々より相定候通り、子三人目よりは、産婦養生之為、米壹斗宛可相渡事。
建築資材だけではない。分家に際しては、宅地まで与えられた。

一、百姓屋敷之儀は、三畝拾歩を一屋敷と定可相渡候、右屋敷内ニ有之樹木並茶園・桑・楮等、其主ニ可遣候。もつとも庄屋役に取立てられた者に対する規定などを見ると、相続制度のうえからすると、長子家督がスジであったとしてよい。

一、在々百姓帳面之者、庄屋役ニ取立候もの子共之儀、取立以前致出生子之内、嫡子老人は帳面指免、次男・末子有之候は、百姓帳ニ付置（下略）。

が、分家に対する奨励さえなされ、一般農民には、長子家督の明文がないかぎり、相続制度には、かなりの幅があったことが考えられる。

第二の例に移ろう。さきにも引いた天草の漁村である。天草郡旧大多尾村は、昭和二十九年、宮地村・中田碓石村との合併で、新和町を称した。ただこの旧大多尾の全体が漁村ではない。「船津」と呼ばれ、こんにちの行政区では、浦一区・浦二区・浦三区とされる地域だけがそれである。他は、農村地区と見ることができ。船津は、完全にひとつの密居集落をなしている。ところが奇妙なことに、ここには「地域社会」がない。三つの網組のあることは、すでに述べた。実はこの網組がそのまま行政区として機能してくる。浦一区・浦二区・浦三区というのも、この網組が陸上に投影しただけのことである。網組がちがえば、隣同士でも、行政区を別にしてくる。属地主義ではなく、あくらかに属人主義といえる⁽¹⁾。地域原理を欠くうえに、船津（浦方）は、共有地・入会地といった共同体的な基礎も欠いている。農村部落とのいちじるしい対比である。もともとここは、「定浦」として漁業権が保障された反面、原則的には農地の所有が禁止されていた。現在では、農地も付着するけれども、水田を持たないので、水規制は、まったく

ない。それでは漁村特有の磯の規制はどうかというところ、なるほどアオサやワカメは採れる。そしてその採取権は、大多尾漁協にあるのだが、なにぶん収量が少ない。したがってその規制も、さしてきびしいものではない。こんにちでは、半ば子どもの遊びとなっている状態である(2)。

- (1) 神谷国弘「天草漁村の展望―天草漁村研究予備ノート」(熊本短大論集「第30号」)。
(2) 前掲、内藤莞爾「いわゆる末子相続について」(村落社会研究「第三集」)。

それでは網元支配は、どうであろうか。なるほどここでは、地域原理に代わって、網原理が君臨している。少なくとも、以前はそうであった。特に定浦として特権化する背後には、当然、権力機構への系列化を踏まえていた。弁指―舸子役につらなるものである。幕府の直轄地となった天草は、正保二年(一六四五年)、郡中七浦に「浦方運上」を制定、各浦に弁指一人を置いて、漁民の管理に当たさせた。定浦のはじめである。さらに万治二年(一六五九年)、二代目代官は、石高半減に成功するとともに、定浦一七ヵ所を決定、ここに舸子役二九九名を配置することになる。そしてこれら舸子役は、代官所の所在地、富岡に住む総弁指(中元家)につながっていく。舸子役は、もともと賦役を本来としたけれども、やがてそれが「舸子役銀」に代わる。とともに当然のことながら、漁業権と表裏一体をなしてくる(1)。大多尾の網元が、この舸子役の系譜を實際に引いているかどうか。この点は、あきらかでない。ただ現在、網元の掌握している漁戸は、浦方の半分に充たない。しかもイワシ網の漁期だけである。なるほど他の網に移ることは、許されない。けれども代分け制もからんで、毎日、船に乗ることは強制されない。網組制度も、かなりゆるんでいることが推察されるわけである。

(1) 中村正夫「天草村落の研究(1)」(熊本大学教育学部紀要「第7号」)

が、問題は、ムラ体制の点であろう。特に農村の地主との対比において、網元の家格が検討されなくてはならない。網元三戸のうち、二戸は、天領時代からの浦人である。が、他の一戸は、隣村の楠浦(現本渡市)から移ってきた。舸子役を買ったことと思われる。また在来の網元二戸のうち、一戸(二区・新網)は経営者を変更している。親族に網元権を売った結果である。こう見てくると、網元家も、けっして家格として超越しているわけではない。それとともに、もしこれが家格化していたならば、網元家に関しては、長子家督という線が考えられてくる。家族制度での、網子との断絶である。ところで一区(先網)の網元は、当主がひとり息子、先代は養子で、当主の跡とりも養子なので、これは検証のすべがない。けれども二区(新

図7 2区浦田家

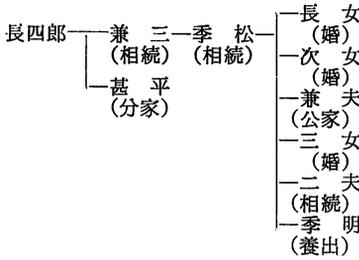
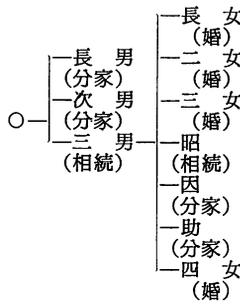


図8 3区浜家



網)と三区(出来網)とでは、不定相統の色が濃い。すなわち二区浦田家では、二代続いて長子相統が実現する。しかし三代目では、これが崩れたということになる(図7)。また三区浜家は、当主は長男だが、先代は三男が継いでいる(表8)。

あろう。浦田家は、戦後の一時期は、両親・長男夫婦・次男夫婦が同居していた。が、母が次男のヨメを好いていたので、長男兼夫が分家する。同時に両親は隠居、次男二夫が相統

することになる。財産は、後に養子に出た三男の分と、それに隠居分とを加えて、四等分している。また浜家の当主は、長男であるけれども、妻は、同じ浦方で網子の家から入れている。たとえ親戚筋とはいえ、家格の点は、怪しいものとなってくる。網元といつても、家関係ではしよせん *primus inter pares* にすぎない。そういう印象を受けるのである。ムラ体制にスジを入れる、少なくともそうした方向にないことはいえるであろう。

ムラといえば、ここでは天領時代の天草村落一般の特性、これにも注目してよいであろう。第一は、人口の流出にかなり寛大だった点である。平戸藩は、分家は奨励したにもかかわらず、域外流出は、厳重にこれをいませめた。それと対照的な形をなすわけである。文政十四年、富岡代官所の「御触書」は、次のように書いている。

一、諸国見合せ之内、天草郡之儀は不作ながら、まず可成に付、只今の内、銘々心掛け、次男・三男、末々の者共は、日雇、奉公稼ぎに差し出し、窮民相増さざる様、厚く世話致すべく候し。

なるほど原則としては、他出者には往来切手が必要だったし、無断で村を離れた者は、「欠落者」として、村や組合の責任とされた。特に長崎出稼ぎについては、農民の「町人化」を恐れて、たびたび禁令を出している。けれども農民の季節的な出稼ぎ、特に肥後への農雇いなどには、禁止のあとは見られない。こうして「二三ヵ月、僅之日数、月雇・月奉公雇、他国え出之者、数千人ニ而、出這入多」き状態であった。ところでこうした流出の背後には、実は、おびただしい人口増加の事実があった。第二の点である。だいたい天草の人口は、万治元年（一六五八年）には一万六千人ほどであった。それが明治三年（一八六九年）には、一六万七千人に膨張する。二〇〇年間に一〇倍の増である。これに対して表高は一万八千石、幕末になっても千五百石ふえているだけである。おそらく隠畑・切替畑、特に

イモの栽培がこの人口を支えていたと考えられる。けれども、同時に前述の社会流動も、こうした人口圧の緩和に働いていたと見てよいであろう(2)。さらに旧村の規模といったものが注目される。第三の点である。天草が天領となるとともに、全島を一〇組に分けて、各組には大庄屋、また各村には庄屋・組頭・百姓代など、村役人を置いて、行政組織を固めた。そして明治二年まで、この組織が維持される。すなわち一丁田村を割いて、下田村をつくったほかは、一〇組・一町・八七カ村で終始するわけである。ところでこの自治体の数で、明治初年の人口を割ってみると、一村平均が一、九〇〇人、戸数に直すと、四〇〇戸ぐらいになる。まさに大村である。日本の旧村は、平均五〇戸といわれているが、それに比べると、八一〇倍ということになる。大多尾村も、壬申戸籍では、三〇〇戸足らずであった。とすれば、船津はけっして旧村ではない。農村部落も含めた大多尾村が、これに当たる。しかもこのような大村では、キメ細かな行政や支配体制の確立されるはずがない。天領は、一般に封建制の締めあげがルーズだったといわれる。加えてムラの規模が大きい天草では、一層これが助長されたとも考えられる。

(1) 檜垣元吉「近世天草の人口問題」(九州文化史研究所紀要「第二号」)。

(2) 森克己「天草の海外出稼女の研究」(九州文化史研究所紀要「第三・四合併号」)。

お
わ
り
に

はじめにお断わりしたように、この文章は、いわゆる末子相統について、その「交通整理」を目的として、書きはじめた。「交通整理」の任を果たしたかどうかも問題である。いわんや「寛容圏」の設定になったかどうかは、さら

に疑問であろう。が、いずれにしても、概念図式をつくることは、はじめからその目的でなかった。それで本稿は、これで終わっていいわけであるが、なお若干の蛇足を加えて、結びにしたいと思う。」

われわれは、まず問題の末子相続を、長子相続との対比において考えてみた。「末子」と「長子」という対概念、そしてこのふたつがいずれも「相続」といわれているからである。けれどもこのふたつの相続形態は、まったくその質を異にしている。また「末子相続」といっても、それは末子にこだわるものではない。そこで、不熟なことばではあったが、あえて「不定相続」を提案してみた。不定相続というのは、あととりをだれにするかの点で、「不定」な因子を含んでいる。この点に注目しての発言であった。少なくとも、発言のひとつの抛りどころは、この点にあった。決定主義・不定主義ということも、これと関連して述べられた。決定主義は、結局、長子家督を指すのであるが、とここでここに異例が現われる。決定基準の順位が逆転している、姉家督である。ただわれわれは、これを独立の相続形態とはせず、つなぎ的な準相続として、この姉家督を位置づけた。さていわゆる末子相続と類似するものとしては、ここで隠居分家が問題となってくる。われわれの観点からすると、この隠居分家は、不定相続の一種ということになるのであるが、にもかかわらず、そこには類似点とともに差異点も見出される。これらについては、実例に則して、ややくわしく述べておいたはずである。

ところで差異点は別として、類似点である。すなわち末子相続と隠居分家とが、いずれも不定相続としてもつ類似点のことである。ここでは、第一に直系家族が育ちにくい。第二に、本分家関係といった、家関係のハイラルキーが成立しにくい。第三に、これらの相続形態では、財産が諸子に分かたれる。しかもこの配分が均等に近い。この三点

が指摘された。けれども通説によると、別の類似点も指摘される。いわゆる貧困説である。つまりこのような相統慣行は、おおむね貧困地帯や貧困家族に附着する。ただこの類似点は、さきの三点のように、構造的な類似点というとはできない。むしろ条件としての類似点である。ただこうした条件は、地主制・ムラ体制・相統義務感などと結びついて、不定相統へと導いていく。そこに、問題点があるといえる。それだけではない。通説によると、この貧困を内的要因として、これに広義の労働市場といった外的要因が加わると、ここに不定相統が実現する、という。こうして不定相統の原因論が展開することとなる。そこでわれわれの見たところ、なるほど貧困だけでは、不定相統は説明できない。貧困は、反対に長子制とも結びついてくる。いや広義の労働市場を持たない場合には、大家族形態とこれともなう家父長制さえ生み出していく。とすれば決定的な要因は、貧困という内的な要因ではない。開拓地までも含む広義の労働市場の存在である。すなわち外的要因ということになってくる。なるほど一部は、これによって説明される。けれどもわれわれの狭い見聞の範囲からすれば、これは、かならずしも説得的ではない。外的要因を備えているにもかかわらず、この要因には、むしろ次三男が指向する。そしてあくまで長子家督の線を維持しようとする傾向さえ現われる。さらに農家の場合には、こうした農業的 expansion を契機として、労働力の集中、あるいは姉家督という便法さえ用いて、家督の線を貫こうとする。

そこでわれわれは、この内外の両因、したがって原因論は、一応保留したまま、問題点を深めていくことにした。さきに挙げた直系家族・家関係の不成立・分割相統の三点である。このうち第二の家関係は、家族集団内部のことではない。それで、これは後に廻して、まず直系家族の不成立について検討してみた。われわれは、この不成立、した

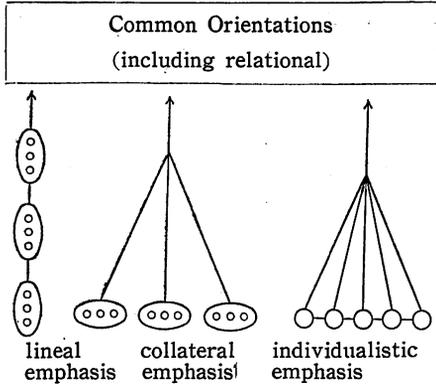
がって核家族化の傾向を、労働力の点からながめようとする。すなわち家族集団の経営にあって、直系家族を形成するほどの労働力を要しない。この点である。そして東北と九州との対比において、その労働力（経営規模）と家族構成とを示しながら、若干の解説をしてきたわけである。この相関は、巨視的にはほぼ確かめられた。にしても、この相関は、あくまで相関であって、相続という農家の動態を視点に入れると、問題はなお複雑となってくる。というのは、たとえば長子単独のように、財産が不分割であるなら、そこでは当然、より多くの労働力を要する。したがって直系家族が成立しやすい。逆に分割相続であるなら、そこでは当然、小経営となってくる。したがって相対的に労働力も不要となり、ここに家族集団の分封がすすめられる。すなわち核家族への傾向が打出されてくる。にしても、この労働力説は、不定相続が畑作地帯や漁村に展開している、このことを説明するには、かなり有力なことはいえる。けれども決め手とはならない。われわれは、やはり不定相続の最大特徴は、財産の分割にあると考える。適切った言いかたをすれば、核家族への傾向は、分割相続をおこなったがための結果である。不定相続そのものの能因は、一分に近い——財産の分与にある、としなくてはならない。事実、核家族という事態は、長子家督の場合にも起こりうる。また以前からも起こりえた。これとくらべて、不定相続と財産分与との密着度は、はるかに高い。われわれは、その例を主に鹿児島県に取って、説明してきた。が、同時にこの文章の前半で挙げてきた五島その他の不定相続の例も、これを裏書きするものであろう。

しかしそれにしても、問題はなお残る。なぜ分割相続をおこなうか、の点である。豊かなために、分けるのではない。逆に貧困にもかわわらず、なお財産分けが続けられる。貧困の再生産過程である。そのわけは、なんであるか。

われわれは、最大の不定相続地帯、鹿児島について、この点を検討してみた。第一は、土地制度、特に門割制であるが、確かにこれの及ぼした影響は、多方面に認められる。土地の私有が認められない以上、財産觀念の生まれるはずがない。門地は、単位労働力に割当てられるので、家々世帯の形成力さえ阻害される。ただわれわれは、門割制下の農民が、はげしい収奪にもかかわらず、なお生き続けた。このことには、耕地のうえでのクッションがあつたと考える。すなわち未墾地・原野の利用がこれである。この点で、表面上の土地制度のきびしきとはうらはらに、實際の利
用面でのあいまいさが指摘される。けれどもこのあいまいさは、ムラ体制のあいまいさで、その頂点に達する。門割制と、これに並行した外域制度とが、ムラの支配体制というものにヒビをいれた。このことである。ただわれわれの論点は、このこと自体にあるのではない。家族制との関連である。端的にいえば、ムラ体制の不熟である。そしてこの不熟は、在郷世帯についていえば、その家格化・株化を進行させない。ムラの支配体制は、ムラがクロード・システムをなすと同時に、内部構造的には、身分階層制と地主制とによつて支えられる。そしてそのカナメをなすのが、土地所有である。もちろんこの体制のもとで、分家を出すことは、可能である。けれどもこれらへの大幅な土地分与は、この支配体制そのものを危機にする。それだけではない。本家自体が現在の地位からの脱落を意味している。長子単独が採られるゆえんである。ところが不定相続地帯は、おおむねこのムラ体制が不熟に終わっている。とすれば、あえて長子家督という借物、反ヒューマニズムの姿態をとる必要がない。われわれは、不十分な資料ではあつたけれども、鹿児島・北部長崎・天草などについて、このムラ体制の不熟を指摘したわけである。

むろんムラ体制は、不定相続を生む決定的な要因ではない。それは、あくまで条件にとどまっている。どのような

図7 人間関係の「強調」
(F. クラクホーン)



相統形態の試論的分析

相統形態、とくにどのような財産分与の仕方をしてしようと、それは、各世帯の自由であろう。にもかかわらず、不定相統地帯では、ムラ体制があえて長子家督、したがってイエを要求しない。ほかの条件もあろうけれども、とにかくそういうことになるかと思う。余計な引用になるかも知れないが、文化指向 (cultural orientation) についてのフロレンス・クラクホーン (Florence Kluckhohn) は、次のように述べている。(1) まず彼女によると、いわゆる「人間関係」(human relations) は、この指向での焦点の地位を占める。ところでこの人間関係には、三種類の「強調」(emphasis) が見られる。別図がそれである。「強調」という以上、それ以外のものを排除するのではない。そして彼女によると、古典的中国と古典的日本とは、collateral emphasis と lineal emphasis とにより説明されるという。

クラクホーンは、このヒントをペルゼル (J. Pelzer) からえたと
言っているのだ、そこには中国の宗族論、日本の同族団理論のあった
ことに間違いはない。かりに福武直のことを借りて、lineal empha-
sis を「同族型」、collateral emphasis を「講組型」とすれば、不定
相統地帯の村落類型は、どうやらあとの「講組型」ということになる。
いや門割割や代分け割などを勘案すれば、individualistic emphasis
もないとはいえない。

(1) Florence Kluckhohn, *Dominant and Substitute Profiles of Cultural Orientations: their Significance for the Analysis of Social Stratification (Social Forces, vol. 28, No. 4, May, 1950,*

pp. 376~393)

このあたりで喜多野清一の所論は、大いに参考となろう⁽¹⁾。まず喜多野は、混乱を避けるために、類似概念を次のように規定する。すなわち「家」(イエ)は、「日本の家父長制伝統の家族」のことである。そしてこの「家」から脱却して、「近代化された夫婦結果中心の生活原理を持つ家族」を「近代家族」と称する。また「家族」は、「The Family」と同じように、これら各種の家族の包括概念として、また集団としての家族結合の普遍的性格を示す抽象概念」として、これを使用する。つまり通文化的な概念である。ところで喜多野は、この「家族」結合の本質を体現しているのが「核」結合だと考える。そして「家」も、こうした核としての小結合を含んでいる。すなわち基本として、こうした核的結合を含んでいる。日本の家族が「家」であることには、間違いない。けれどもそのなかにあつて、なお核結合の固有の機能が作用する。夫婦・親子の睦みあい、特定の扶養、相互の精神的な安定などがそれである。歴史的形態として、日本の家族は、この「家族」と「家」とが不可分に結びついている。そして日本の家族が「家」だといったのは、実は「家」の統合原理が、この核に浸透しているからにはかならない。分家行爲についても、このことが言える。本分家のあいだに、系譜関係の相互認知とこれにもなう諸慣行とがあれば、これは「家」として認められる。いわゆる同族団の成立である。けれども「家」としての統合の性格がないなら、同族としての結合はない。「近代家族」は、歴史的形態として、このことを現わしている。すなわちそれは「小家族がその最も裸の歴史的形態を示してくれる」、というのである⁽²⁾。喜多野の所論に、これ以上、立ち入ることはできない。ただかれの論文は、自説を展開するとともに、他方では有賀喜左衛門の批判に答える形をとっている。特に喜多野と有賀とが、鋭

角的に対立するのは、有賀が家を生活集団Ⅱ労働組織としている点のようである。家族そのものの性格づけである。ただ喜多野の性格づけは、論文のうえでは、はっきりとは示されていない。が、この対立を大胆に割切るならば、それは家族を *achieved system* (有賀) とするか、それとも *ascribed system* とするか、にあると思う⁽³⁾。そして喜多野のいう「裸の歴史的形態」は、これを *ascribed system* の顕現と見るのは、はたして不当であろうか。

(1) 喜多野清一「日本の家と家族」(大阪大学文学部紀要)第XI巻、一九六五年。

(2) 喜多野清一「同族組織と封建遺制」(日本人文学会編「封建遺制」)。

(3) R. Linton, *The Study of Man*, 1950.

執行嵐「小家族理論としての核家族概念」(九州大学教養部「社会科学論集」第六集)。

ところでこの喜多野の所論をあえてわれわれの文脈に編入するならば、次のようになろう。かりに本分家のヒエラルキー、すなわち同族団が成立するとしても、これが機能するには、これら本分家の地域社会での分布が前提となってくる⁽¹⁾。とともにこの分布をつつむ体制を持つことによって、この同族団が政治的・経済的・社会的な権力構造として転化する。この体制として、*par excellence* にムラを考えることには、おそらく異論はないであろう。とすれば、不定相続地帯では、本分家を「家」関係に締めあげる、体制的なタガがゆるい。したがって家族も、ここでは *ascribed system* としての姿があらわにされる。均分に近い財産分割がなされるのも、この点から理解されるのではないか。前述のように、長子家督とこれを必然のものとしたイエ制度とは、反ヒューマニズムという不合理を犯した。これに対して不定相続とこれをつつむ庶民的な家族慣行とは、貧困の再生産という経済的な不合理を犯している。これを合理性の側に移しかえるならば、長子家督は経済的合理性に、不定相続は人間的合理性に立っているといえる。

われわれは、この文章のはじめのほうで、長子家督的パターンの強制・誘導にもかかわらず、なお不定相続が残存した。しかしこれは、当事者としては、「抵抗」の姿勢ではなかったのではないか、ということとを述べておいた。両者は、合理性の点でも、その次元を別に行っている。したがって抵抗の必要を感じなかった。そう見ることもできるであろう②。

(1) 塚本哲人・松原治郎「本家の同族統制と村落構造」上・下〔社会学評論〕五ノ二・三。

(2) この割切ってみても、なお問題は残る。分頭相続の典型は、中国の家族であろう。が、ここではこれと、同族集団(宗族)や家長の権威が両立している(大要については中村治兵衛「中国の家産分割と農業経営」―「農業総合研究」八ノ一参照)。

通文化的(cross-cultural)な視点が要請されるであろう。通文化だけではない。日本の相続慣行についても、あるいは「文化」的な視点が必要となってくるであろう。われわれは、かつて不定相続慣行を整理するに当たって、「文化」・「部落」・「家族内の人間関係」といった三つの次元を設けた。そしてこれを「特殊化のレベル」として、若干の構想を述べたことがある(前掲、「いわゆる末子相続について」。本稿では、このうち「部落」のレベルについて、多くの頁を割いたけれども、これは全体の構想からすれば、その一部を示したにすぎない。付記して誤りのないことを期待したい。 一四二・一〇一